

平成24年12月17日(月曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村将伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第4号

平成24年12月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議事の経過

平成24年12月17日  
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより日程に従いまして会議を進めていきますので、どうかよろしくお願ひします。

諸般の報告をします。

西村將伸君から遅刻の届け出が提出されていますので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

宮川徳光君。

12番（宮川徳光君）

おはようございます。

通告書に基づきまして、一般質問をさしていただきます。

今回は2点について一般質問をさしていただいておりますが、まず1項目としまして、公共交通についてということ一般質問を致します。

黒潮町では健全な町民生活を支え、地域の活性化に欠かせない社会基盤として、将来にわたり持続可能な公共交通を構築します、を基本理念とした黒潮町地域公共交通総合連携計画を取りまとめ、地域公共交通の再生と活性化を目指して、さまざまな施策を打っていただいているところです。今年度は、その施策の大部分について、調査、調整、方向決定の最終年度となっています。

これらのこと踏まえまして、次のことについて質問致します。

まず1点目としまして、地域公共交通全般についての問題点とその対策。

2番目としまして、公共バス運行についてということで。

近年は年々利用者が減少し、これに伴って公的負担は年々増加しています。これらの利用者は、ほとんどが高齢者で交通弱者と思われますが、高齢化が進む中、減少の要因等の現状把握と、その対策および年度ごとの公的負担額をまずお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは宮川議員の一般質問、公共交通についてのご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

地域公共交通の全般の問題点という部分ですけれども、基本的に町の方で5点を考えております。

1点目はですね、地理的問題です。佐賀地域につきましては、幹線の国道56号線に比較的隣接して集落が形成されておりまして、枝線等が少ないという所ですけれども。大方地域におきましては5つの河川が谷を形成し、その地域に集落が点在していることや、幹線から離れた地域に集落が発達している関係で、効率的な事業運営ができておらないというところが1点目に挙げられます。

2点目と致しましては、自家用自動車の発展ということになろうかと思います。

3つ目と致しまして、少子高齢化の進展により人口減少がありまして、その利用の減少という部分であります。

4つ目として、公共交通の空白地帯。地域と言いますか、その課題。

5つ目として、地域経済への影響から、利用者の要望が多い町外への運行の制約というものが考えられます。

この中で公共交通の空白地域の解消につきましては、昨年度の12月議会でもご答弁させていただきましたけれども、計画書に基づきまして進めておるところでございます。しかしながら、町外への運行路線につきましては、町内の経済、とりわけ商工業者さんへの影響を考えると、要望の高い町外への開設はできないものというふうに考えております。

この2点以外で地理的要件に加え、少子高齢化、人口の減少による利用の減少。それから、自家用自動車の普及により公共交通機関への依存度が低下したことなどによりまして、公共交通機関の維持、運行は大変厳しいものがございます。何とか工夫を致しまして、公共交通維持、確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の中で費用の面が出ましたけれども、運行費用の負担ですけれども。

平成21年度におきまして、バス運行に対する補助金。これは高南観光と西南交通とあるわけですが、両方合計で3,714万7,000円。平成22年度が4,326万3,000円。平成23年度4,046万8,000円というふうになっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

はい、どうも。

この問題につきましては、先輩議員も数多く一般質問をされておりますし、私もちょうど1年前の12月議会で取り上げさせていただきました。

そのときにも申し上げましたけれども、利用者としては公共バスに限って言いますと利用しづらいということを申されてるということで、その旨、質問を致しました。以来、1年たったわけですが、やはり今の枝線の部分につきましては、ほとんどのお客さんが乗っていないような状態で走っております。中で、現場言いますか、そういったところの住民の方の声を聞きましても、やはり利用しづらい。まあ1日に朝と昼だけということもありますし、朝日晚の3便という所もありますし、なかなか買い物に行くにしても半日がかり、または1日がかりといったような状況で、バス以外の手段。例えば近隣の方から、そういった方の便に便乗させてもらうとか、まあ身内とか。一緒に住んでいなくて、まあ例えば町外においてる身内の方とか、町内にも身内の方がおいでだと思いますけども、そういった方に頼んで移動してるというような状況を聞きました。

そういうことを昨年の12月議会で現地の声を尋ねたかという、まあ私質問をさしてもらいましたけども。そのときには、していないというような返答でございました。

また、そういうことをこれからやっていくというような答弁だったと思いますので、そのあたりをちょっと確認させてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

確かに昨年12月議会で同じような質問がありまして対応しました。

その中でですね、今その当時といいますか、今ご質問の中にあります、その公共交通の総合連携計画を取つたときにもですね、全戸配布でのアンケート調査を取つておりまして、ある程度の把握ができるおるというふうに考えておりまして、それ以後の調査はようしておらないのが現状でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

昨年から1年たつて同じようにしてないということでございますが。何言いますか、年々この公的負担額が増えていって、利用者の数が減っているために増えているわけすけども。そうした中で、その該当と思われる方というのはそこに限られちうと思うですよ。その声が聞けないということ自体、何か大きな問題のように私には思うですが。

じゃあ、ちょっと別の観点から質問します。

計画が、今年で、先ほど申しましたように最終年度となつておるわけですけども、スケジュール。まあ何年か計画で立てたスケジュールですね、その実行されているかどうか。

それと、これは地域公共交通協議会という所でやつてあるがですかね。その開催状況をお尋ねします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

地域公共交通の協議会開催状況ですけれども、基本的には年に1回でございます。

それから、計画の中でスケジュールの所、計画の最終ページの所にありますけれども。そこにですね32項目の項目がございまして、地域が担うべきもの、それから交通事業者が担うべきもの、それから町が担うべきもの。あるいは、またこの三者が共同で対応するものという部分がございまして、町としてですね対応すべきものというものが。単独ではないですけれども、町が関連する、あるいは単独でするもののが16項目ございまして。

その実施状況を見てみると、実施できてるものが5項目。それから、計画しながら実施に向かつておるものが6項目。それから、全く実施できていないものが5項目ございます。この中にはですね、実施できていない部分ですけれども、バスへのラッピングとかというようなこともあります。今、公共交通の中で議員ご承知のとおり、くろしお鉄道の車両につきましては、関係7市町村のラッピングの列車が走っておりますけれども、これを公共交通にもというような計画をしておりましたが、実際のところがですね、同じバスがなかなか同じ地域に入れないというような事情もありまして、そのようなことができておらないというような、そんなような事情がありまして、まあ現在、実施できておらないものが5項目というふうな状況でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

昨年の12月の議会で私が質問をした折にですね、町長の方より現在の、まあ昨年の時点ですね。

現在の施策が住民のニーズとマッチしていないという認識はある。平成24年度に地域を絞つてニーズ調査ができるような実証運行を行いたいというご答弁がありましたが、この点についてはどのようになつてますでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、公共交通全般をどう対応していくかというご質問だろうと思いますが、その中で地域限定でという状況ですけれども。現在ですね、地域と公共交通、新しいデマンドというやつですけれども、を運行しようということで、来年4月からデマンドバスを運行したいということで地元と調整中でございます。

デマンドにもいろいろありますけれども、完全にですね利用者の皆さん方がタクシーのように、必要なときに電話かけて連絡して来てもらうということまでは対応ちょっとできないというふうに考えておりますが、一応ですね、定期便的に考える中で。それで、地域の利用者の皆さん方が連絡を取っていただいて、それで利用があるという場合には入っていくということで考えてます。

それと、あとですね、その地域については今3便ながですが、1便増やせれんかなという計画で今考えて進めております。これは、地域もですけれども、事業者との調整も進めております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

今の話は、ちょっと具体的にどの地域という所を教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今のとこですね、加持川地域、大屋敷、本谷、大井川。それから、そこまでの早咲から田村、加持本村ということになろうかと思います。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

だいぶ動き出しているようなご答弁でありがたいことだと思います。

昨年のときにも同じ質問をしましたが、タクシーの利用というのをちょっと質問させていただきました。

その中で、例えばですけども、その枝線とかいった部分につきまして、町の中心部への移動の手段として基本料を利用者が負担しまして、残りを行政が補助するといったやり方を取っている所があるようでございます。

そういういた部分につきましての進ちょく状況が分かれば教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

タクシーへの切り替えという部分ですけれども。

現在ですね、黒潮町でスクールバスを除きまして、一般のバス路線に乗っておられる方がですね、年間で1万8,603人。これは23年度、昨年度の状況ですが。これを、日に平均しますと51人ということになります。

公共交通と致しましては、タクシーと、まあ小型化ということになるわけですけれども。それをした場合にですね、乗れない方の対応が大きな課題でございます。それで、なかなかそこに踏み切れないというのが現状でして、何かの行事があったときに、急に多くの人数。多くといいましても現状ですので、大体の想定ですけれども。その場合にですね、またすべてをその公共交通で賄わなくてはならないというのが今の法令制度の問

題でございまして、なかなか小型のタクシーをですね全体に走らすというところまでは至っておらないというのが現状です。

従いまして、今のところはですね利用者の要望をして運行をするという部分に入っていってですね、公共交通としての対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

一番先に全体的な質問をしてですね、問題点が5点ほどあるとかという話がありましたけども。

また、こう全体的な話としてですね、今、最終年度までできた現状で次の段階いいますか、どういった方向に進んでいこうとしているのか、分かる範囲で教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にはですね、先ほどお答え致しました1路線についてのデマンドを、まあ試験運行したいということでお答弁しましたけれども。全体的にですね、このデマンドバス方式を町内全域に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

方向性を教えていただきまして、何言いますか、一安心というとこではないんですけども、まあ動いてくれているという印象を持ちました。ありがとうございます。

まあ、私がこの質問をする基本的な部分のところにですね、先ほども申しましたけども、公共バスについては、ほとんど空で走っているという状況がありまして。それに対してどんどん減る分は、公的なお金がそこに負担されているという。そういう中で現場の声を聞いたかというと、まあ、あんまりはっきりした答えが返つてこない。そういうふうなことを考えていくと、その乗客の数はなかなか職員では分かりませんので、向こうの会社側の数字を信用するしかありませんけども。そういった一連のとこを見てみると、何かこのお金の使い方がちょっともう少し考えて使うべきではないかなというふうな思いもありまして、取り上げさせていただきました。

今回ではないんですけど、個人のお金としてとかいうふうに気を付けているというご答弁もありましたので、そういうところをなお気を付けていただいて、計画を進めていってもらいたいと思います。

では、2問目の方へいきます。

2問目は、入野松原による生活環境等の悪化についてということでご質問致しますが。

県立。ちょっとこれ、県立かどうか間違ってたらごめんなさい。

自然公園入野松原と境界を接する地区内にある住宅や畠については、松原内の樹木が大きく育ち過ぎ、境界を越えて宅地や畠に枝葉が入り込んだ状態の所が多く見受けられる。これらにより、日当たりや落ち葉のゴミなどの生活環境の悪化、また畠では作物の生育環境の悪化を生じていると思われるが、どのように現状を把握しているか。また、そのことへの対策を伺いたいということでございます。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

おはようございます。

それでは宮川議員の入野松原の生活環境等の悪化についてお答えします。

この件については部落要望を受けまして、11月2日に四万十森林管理署で協議を行いました。署によりますと、平成18年に一般競争入札により入野松原の支障木を伐採した際は、高所作業車を高知市から持ってきて伐採し、その際、地元協議や伐採した枝の処理については黒潮町で実施してもらったそうです。

実施の際、地元より、あの木もこの木も切ってもらいたいとの多数の要望があったので、地元要望を取りまとめてもらいたいとのことでした。事業については、署の方で平成25年度で実施できるようです。

それで処理費用につきましては、25年度黒潮町の予算に計上したいと考えております。その後、11月7日、浜の宮、万行の区長と協議し、支障木伐採の個所を地図に記入してほしいとお願いしております。出来次第、署の方に提出し、25年度の事業に備える予定をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

私が質問した部分で、ちょっと答えが抜けておるんじゃないかというふうに思いますが。

というのはですね、真ん中から下の方ですね。木が大きく育ち過ぎて日当たりや落ち葉などの生活環境の悪化、また畑での生育環境の悪化を生じていると思われるが、どのように現状を把握しているかというふうに問うたつもりですけども、もう一度答えてください。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

現地につきましては、部落要望の中であった写真を見て、実際、現地の方に行っております。その個所は、ウッディ四万十という製材所がありますけど、あそこの東の方で高いクスノキがありまして、それが家のほうにかぶさっておるという状況が部落要望の写真の中から出ておりますので、それについては四万十森林管理署の方と現地をずっと歩きまして、そういう状況は見ております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

一般的な話としましてですね、まあ公園とかではなくって、まあ一般の民家とかという話になりますと、家でしたら日照権とかという話がありまして。あと、田んぼ、畑でいきますと、同じく日照権のあれでしょうか、陰切りという行為がなされております。

そういう観点での、その住民の生活環境ということについて何か問題意識はないでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

今のところ、先ほど述べた私の答弁ですけど。まあ、そういう支障木があった場合は、松原については管理している四万十森林管理署と協議をして、そういう支障がないような対策を取ることだと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうも私が言葉が足りんのでしょうか、伝わらないと思いますけども。

今のこの時期ですとね、浜の宮の松原と境界を接している人家ですと、午後2時ぐらいにならんと日が当たらん。冬は寒うてたまらんというふうに言われようがですよ。

まあそういった、先ほど申しましたその日照権とかいったような観点から見て、問題はあるかないか、どういうふうにとらえているかということをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

日照権とかそこらへんの考えは自分はまだもっておりませんが、それにつきましては関係部落の区長とか住民の方にちょっとお聞きしたいと、協議したいと考えております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

はい、どうも。そう言っていただければ誠にありがたいと思います。

何言いますか、入野松原はですね。私も入野地区で生まれ育っておりますので、私が中学校へ行ったときは、中学校は今のがかつき館がある所にありますて、徒歩で松原の中を通学したわけですけども。そのころのイメージもおんなじように、大っきな木やったというふうなイメージが残っていますが。まあ、ずっと長い間見られた景色でございますので、特段、遠くから見ているもんにとりましては、いい防風林というか、そういうふうにも見えますけども。いざ、その境を接して生活してる方とかですね、畑を作られている方、境ぎりぎりいっぱいに大っきな、まあ主にクスノキですけど、クスノキが生えているわけですので。まあ一般的な話で畠とか田んぼとかいうて言うたら、例えば5メーターとか10メーターとかの範囲を陰切りとして切らさせてもらいうようわけで。まあ、たとえ公園であっても、そういった配慮がなされるべきではないかなというふうに思いまして、質問をしてるところです。

その点をもう一度確認させてください。そういう観点で考えて。

実際、切れるか切れんかは、それは別問題ですけども。住民がそういう寒い思いをしてるとか、落ち葉で困っているとかいう住民がおるわけですので、そういう観点でもう一度考えててくれるということを確認させてください。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

陰切りの件ですが。

それについては、ちょっと私もそこらへん詰めてませんので、再度、四万十管理署と協議し、また部落の関

係の方とも協議したいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

まあ、入野松原には入野松原保存会という会もありまして、その中でもそういった問題が取り上げられまして、一度、四十万森林管理局の方を交えてお話ししさしてもらわなければならないなというふうな話まではいつておりますけども、ちょっとそこから進んでない状況ですが。

まあ、より良いその生活環境を守るために、また、畠とかの環境を守るために、私どもも頑張っていきますので、ぜひそういったことをよろしくお願ひ申し上げまして、一般質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、9時50分まで休憩します。

休憩 9時 40分

再開 9時 50分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

11番（森治史君）

それでは、今から質問に入らせていただきますけど、ちょっと部分入れ歯しちょう関係で慣れてないんでは、言葉の方が聞き取りにくいかもしれませんけど、ひとつよろしくお願ひ致します。

それでは、1問目の学校給食センターについての質問を致します。

学校給食センターについては、9月議会に続いての2回目の質問になります。重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願ひ致します。

平成25年4月からは、黒潮町の学校給食センター、以後、給食センターと発言を致します。の運営方針については、これまで町職員で運営されていた佐賀給食センターについても、4月からスタートする大方中学校敷地内に新築されており、給食センターと同じ指定管理制度による運営方針になることの一番の目的は、運営に掛かる経費削減であると私は考えておりますが。

そこで、執行部は何を一番の目的と考えているかについてお尋ねを致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

おはようございます。

それでは森議員の、学校給食センターにかんするご質問にお答えを致します。

まず1問目の、一部業務委託にする目的ということでございます。これにつきましては、これまでご説明をさせていただきましたように、運営経費の節減が目的でございます。このことは合併協定項目にも示されておりまして、それに基づき学校給食検討委員会において答申をされ、その後、方針を決定したものです。民間でできる部分は民間でということにつきましては、これまで進めてきたところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今の答弁もありましたが、やはり経費的なものが一番と。その経費というのは何かというたときに、まあ、人件費ではなかろうかなというように思っておりますが。

もう1つお尋ね致します。

給食センターの経費のうちには、食材費、電気代、水道代、維持管理費。まあ、これから町営から、いわゆる指定管理に移行致します。その部分で、確かに人件費というのはもう大きな削減項目だと思います。

それについてですが、一部分からない所が、食材はもちろんですが、電気料とか水道代、維持管理費。これも含めたものを指定管理の方にお願いをするのかどうかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えします。

指定管理に業務委託をする部分につきましては、調理の部分とですね、それから配送の業務でございます。主に人件費に当たります。

それから光熱水費につきましては、これは民間でやっても行政が行ってもですね、そんなに大きな違いはございません。この部分については行政が負担をするということになります。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、施設の維持管理については、当然町が見るということの考え方だと思うんですが。今の答弁ないけど、その答弁だと思います。

それで、電気料、水道料が、まあ電気代はあれですけど水道代なんかについては、若干、民間がやった場合と行政がやった場合と、まあ比較対象みたいなものが出てくる。まあ、既に佐賀は今までやってきてますので、今度民間が入って、教育長が言うように水道代とか電気代は町が持りますよいうたときに、民間とのどういう差が出るかいうことが見えてくるかどうかという点もありますけど。まあ、これについては町が見ますということですので、食材と運搬の、それと、そこでかかる人件費が主な項目ですね。

それでいいでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えします。

食材につきましてはこれまで同様ですね、行政が負担を致します。

あくまでも委託の内容はですね、調理を行う業務、それから学校への配送業務でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番 (森 治史君)

食材については教育委員会、今までどおりに行政が携わるということですが。

これは、すべて任せなかつたことのあれはどういうことでしょうか。そこをお尋ね致します。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

食材の調達につきましては、今、非常に言われております地産地消、そういったこともございます。また、そういう部分でいきますと、行政と、それから地域生産者の方々とのつながり。そういった部分もありますし、これまで行ってきた経緯もございます。そういう部分を総合的に考えてですね、食材についてはですね、行政の方で一括して行うということにしております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

森君。

11 番 (森 治史君)

今、食材について、地域の地産地消ということですが、どのへんまでを地産地消でやられているのか。

ひょっとですが、お米でしたら地産地消も可能だと思いますけど、通常、食材としての野菜類なんかは、農家があつて農家が取つてくるけど、魚にしてみたらこれもう最初から、漁業関係の方もおいりますけど、これは市場関係から入つてきたもんを地元の業者さんが納品していただいてると思うんです。

で、今の言葉でいくと地産地消と言いましたけど、事実そのどんだけ。ほいたら、農家から直接。まあ取りようによりますけど、今の教育長の地産地消という言葉をとらえた場合には、あくまでも地元生産者と連携が取れて購入してることになってきますよね。私、考えるに、なかなかその旬の食材ならばいいんですけど、その献立表によつては、今、ここの農家が作つてないもんも使ってると思います。そういう点を含めたときに、地産地消のとらえ方が、いうたら地元の商店から買うことが地産地消なのか。そのへんをちゃんとすみ分けちよかんと、地産地消いうて言うた場合には、誰が聞いても、いわゆる生産者から直接行政が購入しようとするとらえ方が正しいと思うんです。

それで、再度そのへんのいきさつをお聞き致します。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

地元産の食材の使用についてはですね、これまでの議会の中でもご質問いただきまして、お答えもしてきたところでございます。

まず、食材の使用割合で、いわゆる県内産。県内の食材につきましては約 80 パーセント以上、これが県内の食材でございます。それから、黒潮町産となりますと、これは実際 30 パーセントに届いておりません。この理由はですね、学校給食の食材というのは、一定量を限られた期間、限られた時期にですね、確保するということがございます。そういうことで特に野菜類につきましては、なかなか黒潮町内で調達ができないということもあります。現在は四万十町の方から納入をしております。こういったものが非常に大きなウエートを占めてまいります。当然、コメとかですね、それからキノコ類、そういう地元で貰える部分については、できるだけ貰っております。

基本的には、地産地消というのは町内産を使いたいというふうに考えております。ただ、できない部分があ

るので、この部分をいかに伸ばしていくかということが課題にならうかと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

その、できるだけ町内産の野菜とか、そういうものを使っていきたいということで答弁がありましたけど。

ちょっとそれでしたら、小浜市のように、一定、作物を業者じゃなくって農家の方に、できる方にお願いして、必要な量というものは分かつるとと思うんですよね。人数が把握されていますので。そういうようにして、地元のおばあちゃんとかおじいちゃんが作ったものを入れるということを取り組んでいくべきではなかろうかと。まあ、なかなか生産者との関係もありますので、一概にこれをここで私が言っても、それがすぐできるとは私も考えておりませんけど。

それから、南国もちょっと最近、自校方式をやめたようですが。あのときの、教育長、ちょっと名前忘れましたけど、言うたら休耕田があると。休耕田を活用して、地域のお年寄りにお米を作つてもらうと。ただ、学校給食が全部引き取るという条件で作つてもうたと言つてます。そういう取り組みをすることも、いわゆる耕作放棄地を解消する一つの手段ではなかろうかと思います。

その場合に、この場合は、作った分で自前で食べる分と、それから、子どもさんとか誰かにやる分とを分けて、残った分はすべて学校給食が引き取りますと。ただ学校給食の場合、そこで買うよりも、給食関係の方から買った方が2割か3割、コメについては安う入るような話もその当時は言っておりましたけど、それをやめて、そういうような買い方もしたと。

今から始まるんですから、そういうようにやっぱり、まあ毎年毎年試行錯誤しもつてでも、できるだけ黒潮町内のお米を買う。それから野菜も、一品でも契約して作つていただく。そういうような取り組みを考えるべきではなかろうかと。それが本当の地元の高齢者の収入にもつながるし、耕作放棄地の解消にもつながるものではないかと。私、農業やつたことないけん分かりませんけど。

そのように私は考えますが、教育長としてはどのように思いますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えします。

地元産を使用するということは非常に大事なことであろうと思います。大方地域へですね、学校給食を拡充するに当たって、実は大方地域の農家さんに説明会を開催を致しました。ぜひ地元の方で生産をお願いしたいということで、コメ、野菜類についてお願いしたいというお話をさしていただきました。

コメつきましては、現在も佐賀地域は減農薬米を、黒潮町産を使っております。大方でも、減農薬米の使用をしたいと考えております。それも可能であろうというふうに思っております。

ただ、野菜類ですね。野菜類はなかなか一定量を確保するのが難しいということもあってですね、これまで佐賀地域の約500食の食材もなかなか貰い切れないという現状がございました。そういったこともあって、説明会も開催をさせていただきました。食数も増えて、約1,000食近い食数にもなります。そういうた食材をいかに安定して確保できるかというところが一番大事なことにならうかと思いますので、これについてはですね、農協等とも話をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、これ以上やつても堂々巡りになってくると思われますので、1問目の2の方に入ります。

給食開始による町内各学校、ちょっと私、小学校が9校と中学校が2校というようにとらえております。これで間違うちょっと恥ずかしいんですけど、町内には小学校、中学校で11校という把握をしております。

その給食に伴う職員、これ、学校校務員さんと言われます方の配置については、給食を作るためではないので、私が考えるに調理師資格は全く必要ないはずです。そこで、給食に伴う各学校への職員配置については、私は臨時職員さん、パート勤務雇用で対応すべきと私は考えておりますが。

9月議会で、私の質問に対して教育長は、そういったことを基本に置いて今後の検討課題というか協議はしていきたいというように思っておりますという答弁だったと思いますが、それについて再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは2問目の、給食に伴う学校の職員の配置についてということでお答えを致します。

この件につきましては、先の議員協議会の中で報告をさせていただきましたように、児童数の少ない伊田小学校につきましては臨時職員の配置と致しますけれども、それ以外の大分地域への4校につきましては、正規の職員を配置をするということに致しました。

正規職員を配置する理由としましては、まず、学校での学校校務員の果たす役割が大変大きいと判断をしてのこととございます。新しく始まる学校給食への対応ということで、3年前に大方中学校へ導入したときよりも、今回、小学生に対して、よりきめ細かな給食指導も必要でございます。さらに、学校現場では学力や体力問題。そして、いじめ、不登校問題。さらには、さまざまな学校に対する地域の要望、保護者の要望等もございます。そういう中で、先生方も非常に今は研修等も多くなっておりまして、学校を空けることも多くなっております。今、学校現場はゆとりをなくして、多忙化が言われております。先生方が、休み時間や昼休みに子どもたちとかかわることもできないといったことも課題となっております。こうした学校現場で学校校務員の果たす役割というのは、教職員の一員として子どもたちにかかわり、公務に携わるということにもなっているわけでございます。児童生徒の確かな成長を教職員とともに支える役割、また、新たに始まる学校給食業務の重要性を併せて考慮をしまして、現在の大分中学校、あるいは佐賀地域の小中学校と同様に、正規の職員を配置をしたいということで考えました。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今、お話を聞くと、一番少ない伊田の小学校だけを臨時対応でということですが。

これ、庁舎内に臨時の職員さんをようけ入れてやってますよね。それならば、正規の職員さんを庁舎内の方の支所でもいいですし、ここでもいいですし、庁舎内の業務に就いていただいて、その分、外の学校は臨時で対応すべきだと、私は今でも考えております。

なぜっていいますと、実際に給食がないときにはよね、入れてなかった職員、給食が始まるから入れる。それで今の答弁の中にも、教職員と同様の役割というような言葉を言いましたけど、なかった学校はどういうが

ですか。それほど、今言われるようにならう一貫があるというのならば、既に 18 年にこれ、大方の方は切っちょんと思うんですね。平成 18 年 3 月で廃止。19 年度からは学校校務員を配置してませんよね。意味が違うときやしませんか。今まで切つといて、給食が始まるから入れるっていうのは理にかなわないでしょう。

あくまでもこれ、いわゆる学校給食に掛かる経費の削減と言うたときには、私は給食センターのことだけではなくって、こういうところもそういう対応でやれば、時給で 5 時間働いてもらう。で、子育て支援も入れて、今、子どもさんを抱えて一生懸命頑張ってるお母さん方を雇用してあげたら、10 時から 3 時までの 5 時間ならば、子どもさんを保育園へ預けて、そこに勤務でき、そして帰ってこれると。で、夏休み、春休み、それから休日、祭日。これが一番、保育園へ預けてるお母さん方で、頭の痛いのはここながですよね。民間では必ず、祭日が休みとはなりません。ローテーションでやってる以上は、祭日も日曜日も土曜日もありません、休みのは。そういうところでいくと、こういう形で、そこにそういう方々を私は雇ってあげれば、子育ても十分にできるし、実際に夏休みというのは子どもさんが来ませんよね。40 日ぐらいありますかね。まあ、ちょっと勘定したことないけど、7 月の 20 日過ぎから 8 月いっぱいまでありますのでね、40 日ぐらい。それと、春休みとか冬休みとかいうものを考えたら、やはりその間、子育てしようお母さん方は子どもとかかわるという。どこかへキャンプに行こうとしても、それは行けますよね。そういうこともひっくるめて、子育て支援も兼ねて、私は現場を、学校現場は臨時に對応した方がいいんじゃないですかということを言ってるんです。

ほんと、役場庁舎内、支所内に臨時さんを雇うんであれば、そこへ今の職員さんを行っていただいて、で、学校関係はすべてそういうように。その大きい、大中とか、佐賀中とかいうぎょうさんおるとこは、1 人は正規の校務員さんがおったようですので、それは旧大方の場合に。そこはそれでいいと思うんです。1 人は、で、もう 1 人余分に入れりうんだったら、そこもそういうパート方式でやって、経費削減ならばそこまで徹底的してしなければ、経費削減にはつながらないと思うんですよ。そこで、もう 1 つは雇用の場が新しく生まれる。これ、9 校ですので、11 校ですので 11 人、仮にあれば、今 1 校やから、あと 10 人増えますよね。それも、雇用の仕方も朝から晩まで、ほんとに給食だけの、始まってやるんだったら要らないと思うんです。今までなしで来たもんが、給食が始まつて朝から晩まで要るかなという、私は疑問持ちます。だから、給食の時間の範囲だけ、ほかのとこよりもちょっといいお値段で、時給で雇用してあげて、年々その雇用の形態で時給を上げていく方法とかとして、来る、使われる臨時職員さんにも何か希望が持てるような雇用の仕方があると思うんですね。

そういう雇用を私は当然すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えします。

大方地域での、シルバー人材センターからの委託によるパート勤務。これ、平成 18 年度からそういう方式にしておりました。ただ、学校現場の方からはですね、そのパート勤務の時間、これをぜひ増やしてほしいという要望はございました。学校へのもろもろの負担は、佐賀地域の学校と比べて非常に大きかつたわけでございます。

必要性につきましては先ほど答弁をさせていただきましたけれども、正規の職員が終日学校へ勤務をするということで、学校の教育現場の教育環境、そういったものがこれまで以上にですね改善をされるというふうに考えております。

それから、夏休みのお話もございました。夏休みも基本的には先生方は勤務を致します。児童生徒はですね、水泳の特練や加力学習、そういったことで非常に登校も多くございます。また、この時期は先生方も非常に研修が多いということで、先生方が学校を空けることもあります。そういった中で、学校校務員さんの業務というのは、特に夏休み期間中は普段できない学校の環境整備、そういったこともやっていただいております。暑い時期にやっていただいております。夏休みだから必要ないということには、私はならないというふうに考えております。学校校務員の業務を判断をして、町長部局の方へですねお願いをしたところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

何か、今まで切った間、要望があったとは言ってますけど、その間要望があったからって、学校校務員さんを切った所へ入れてないですよね。入れてなくて今までできできたもんがよね、何でこの給食が始まった途端に正規やないといかんと言うんです。

で、やっぱり住民の方と話した場合でもよね、やっぱそれはいいですねという声が多いんですよね。住民の方にも、やはりそこで子育てができる。小さい子どもと夏休みの間も一緒におれるという利点があるということにはかなりの方々が、話せば、そうだねって言ってくれますよ。夏休みに、私もその何もしてないとは言うつもりはありませんけど。夏休みの間に、30日、40日近いとか、春休み、冬休み。これ、ひっくるめて土日祭日を考えた場合に、本当の意味での。まあ働く方にとっては、それはやっぱりきちっとした正規雇用が正しいと思いますけど、こういう緊急の場合。緊急じゃないんですけど、資格が要らない。調理師だったら、保育所の担当の、これは資格が要る職業になります。そうなると、やはり違うた体面があると思いますけどね。

まあ、調理したものを預かって、それを学年に振り分けする作業ですので、そういうことだったら、私は臨時職員さんの対応でも。はっきりそこはすみ分けして、このための職員さんと。今までおる所やったら、私もそれは何も言いませんけど、いなかった所によね。伊田は要らないと。人数が少ないとから要らない。ほいたら、夏休みはおんなじことでしょう。少なかろうが多かろうが、夏休みはあります。学校の先生は研修に行きますよね。それやつたら、人数が少ないけんここは臨時でええ、多いから臨時やないという考え方になりますよね。

その恐らく、臨時に雇用ということやけど、朝から勤務の夕方5時までの勤務ではなかろうかと思いますが、そのへん。伊田の臨時さんの雇用についてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えします。

なぜ、まあ今回ということでございますが。これは学校給食の開始に伴って、来年度から正規の職員をということでございます。

また、伊田小学校につきましては、来年度の児童数が9名まで減る見込みでございます。ほかの学校と比較をしてもですね、極端に少ない状況にもなります。校務員の必要性というのはですね、先ほど答弁したとおりでございます。そういったことも考慮して町長部局の方と協議をして、まあ、一般行政の職場も非常に忙しいということもあってですね、伊田についてはやむを得ないであろうということで、今回、臨時職員で対応と。基本的には終日の勤務をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

ほんとに、私思いようけど、ほんとに経費いうかそういうものを念頭に置いてやってるようには全く感じられませんね。それは執行部についても一緒です。お金がない、財政が苦しい。財政が苦しいんやったら、どつか詰めなければ駄目ですと思います。それを、こういう機会だから、そういうとこから詰めていくということも一つの方法だと思います。働く側には、言われんですけど終日働いて、夏休みも出勤して、年中、臨時雇用の15万程度でしたかね。最低限のものが毎月入ってくる。これ、一番ありがたいことです。けど、必要ないという解釈が、私の解釈ではそこは臨時対応で、パートでいいんじゃないと思ってるけど、行政の方は、いや、そうじゃないですよと。終日雇用でという形ですので。

ほんとに財政が苦しいとか言って、いろんな所はカットせないかんなる。国保税を挙げましょうか。みんなが困ってる国保税は上げてこないかんなる。そういうように上げるものは、負担はどんどん増やしていく中で、やはり住民にも分かりよい経費削減というものをやっぱり行政として取っていかざつたら、やっぱり住民との乖離（かいり）いうか、そういうところのあればだんだん溝が深くなってくると思います。どんなに努力して経費削減してますと言われても。

まあ、この問題、これ以上やってもう全くそういう考えはないようですので、やってもなかなか前へ進まないと思いますので、まあいったん。また折がありましたらこのことについては、私は今でも、やはり臨時ですべて対応し、パート雇用でし、そこに新しい雇用の場を5時間でも6時間でも設けるべきだという考えは変わっておりませんので、再度またそういうことでの質問をさせていただきます。

2問目に入りますが。

光ケーブルについてのことでございますが、住民の話によると、この方、平成23年12月にインターネットへの加入の申し込みをされました。で、24年の3月19日から利用開始をするが、自宅でのノートパソコンはどうしてもこちらのプロバイダーへようつながざったと。接続ができず、利用はしてなかつたが。取りあえずほんとはここで、私が思うには、加入を促進するときのいわゆる説明不足か、相手がきちんと聞いてくれなかつたか、このへんちょっと分かりませんけど。元来なら、加入した場合にはつないで、つなごうがつなぐまいが、つながってても利用しようがすまいが、1ヶ月の4,000円なら4,000円は要りますよということで承諾して入っちょうとは私は思ってましたんですけど、ちょっと向うは勘違いをされたようで、接続されてないものは当然料金が要らんというような解釈やつたみたいで。

で、まあ、たまたま11月になって口座を確認すると、7月から10月分までの7ヶ月のインターネットの料金が引き落とされると。口座引き落としやけん必ず落ちますよね、契約してましたら。で、そのことについて11月の5日、庁舎の情報課に話しに行ったと。課長が不在だったので、係長が対応してくれたという話でございました。まあ、無茶な話ですけど、向こうも7ヶ月分の利用料については今後の利用料にできなかといふ話が出たみたいで。取りあえずそのことについては、本人が言うには13日に課長がいるとのことで、再度訪問をされたと。13日の日に。で、5日に係長に話したと同じ内容について、課長に相談いうか話をしたというように話されております。まあ、その件については契約上からもできないと。そのときに、ここにはあれやけど、まあ、そういうことをやった場合は私たちの係長も課長も私たちの進退問題になりますので、そういう契約上にないことはできませんというように説明したみたいで。この方が、まあその場で何で言わなかつたかなと思うところもありますけど、課長は言ってないと言うかもしれませんけど、向こうは課長からこのように言われたって。これまでの7か月分については高い授業料と思ってほしいと言われたというように話さ

れております。これは、加入時、促進時の説明不足ではないかと私は思います。それでまた、住民側の受け取り方も若干、食い違いがあろうかと思います。

ほんと、まあ、言葉で出たと思うますが、やはりサービス業である以上、高い授業料と思ってほしいというようなことを住民への対応としては、私は使うべき言葉ではないというように思います。特に、この事業は町がやっておりますけど、あくまでもサービス業という一環ではないかというように私は思っておりますが、まあこの言葉が、やはり不適切ではないかと。また、今からの契約を更新していくときに、このような言葉が流れてしまうとなかなか難しいなると思いますが。

そのへんについてどのように、この言葉の使い方が良かったか悪かったか。町はどのようにとらえているかということについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の一般質問、光ケーブル・インターネットについてお答え致します。

森議員のご指摘の、11月13日の住民の方からの相談には私自身が対応致しました。ご本人から事情を詳細にわたりヒアリングをさせていただきましたが、加入受付時における町の対応としては、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例、それから同施行規則、黒潮町光ネットワーク・インターネットサービス利用規約に基づき適切に処理がされておりますので、自己責任の範疇（はんちゅう）となり、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例第17条の規定どおり、還付する、あるいは、ご提案のように後の月に回すというふうなことはできませんでした。

その説明をさせていただきましたところ、大変ご本人が残念そうなご様子でしたので、私の方としてもですね、まあ気持ちをフォローするつもりで、ご指摘のような、高い授業料だと思ってほしいというようなことを言ったと記憶しております。結果的にご本人に不快な思いをさせてしまったようで、大変不適切な発言だと反省をしております。今後はこのような対応にならないように、十分注意をしてまいります。

以上です。

（森議員から「議長ね、今ね、私、行政がやりようけど、この事業はサービス業やないかというようなあれを」との発言あり）

議長（山本久夫君）

サービス業ということについての判断を答弁してください。

情報防災課長（松本敏郎君）

失礼しました。答弁漏れがあったようで。

サービス業、まさしく公的事業ではございますけれど、公的なサービス業として認識しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

これについてはもうあれですので、次の2の方へいきますので。ここはちょっと問題点が大きいなると思いますので。

11月5日の方に情報課を訪問した際、利用料についてのそのように、ほら、繰り越しして後に回せんかとかいうようなことを言ってるもので、利用休止の手続きについて係長から説明を受け、その方が言うにはですよ。

書類を提出されたときに住所、氏名を記入し、捺印はしていない。で、書類を職員がコピーを取らせてくださいと言ったのでコピーの許可はしたが、利用休止するかしないかは課長と会って話をしてから決めると話して帰つておったと。で、13日に、今さつき言うたように課長と話し合つた後、そこにありますサポートセンターにノートパソコンを持参し、センターの職員に接続をお願いしたということです。この際に、このパソコンは11月5日から登録が抹消されておりますと言われたと。まあその場、サポートセンターから役場に電話を入れてもらい、接続可能な手続きはできるということであったが、再登録になったのか、今日はできませんので14日になるとと言われ、14日に出向き、インターネットは利用可能になったけど、本人の話によると休止の申請は提出していないのに、11月5日から13日の間までの間、登録抹消手続きを庁舎内の誰がやられたかについてお尋ねを致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の光ケーブルのインターネットについての問い合わせの2番目にお答えしたいと思います。

黒潮町光ネットワーク・インターネットサービス利用者登録の抹消手続きについてのご質問でございますけれど。利用休止申込を正式に届け出いただいた以前でございましたけれど、直接ご本人が訪問して問い合わせがあったとき、これ以上ご本人に負担にならないようにいったん停止をさせてもらいました。

これは係というか担当の判断もあったわけですねけれど、ご本人のためとはいえですね、利用休止申込書、正式に判を付いたものがですね受理される前の不適切な処理を行つたことは大変反省して、今後適切な事務処理を行うように努めたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

まあ、正直言うてこれ、あってはならんことでしょう。利用者のことを考えて言いますけど、これは絶対あつたらいかんことです。利用者の方から休止願が出てない。その相談も受けてない。口頭でもいいですよね。向こうから休止してくださいということで受け付けちようがやつたらもつといいですけど、本人はもう全く出してないというものが、13日に課長と会うた時点で切られたがやつたらまだいいんですよ。ちゃんと本人はよね、課長と会うてから話をして、休止するか継続するかを伝えると言うて帰つていながら。一番の問題はこれ、持つてきましたけど、先のこの会員証というやつを。先の分はね、全部、ユーザー名とか全部書いたものはうちくれましたけど、2回目にもろうた分は、まあ一応その認証パスワードの所も消してます。全部。これ、くれてますので、向こうがコピーして。

結局、まあこの人、幸いつながってなかつたからこれでええかもしませんけど、これは二度手間じゃないです。その勝手にやつてしまうということは。そんなに簡単によね、相手の方を思つてとかいう言葉で済まされるほど軽いもんでしょうか。お宅らは必ず、書類がないといかん、判がないといかん、書式がそろつたらいかんということで、すべて事務処理にはそういうものを組み入れてやつてると思いますがね。これは部下がやつちよつても、課長、お宅の責任なりますよ。あなたがここでの最高責任者ですからね、その情報防災課のこの光ネットワークでは。そんな軽い言葉で、まあ相手のことを考えてというても、そりや相手はそれは受け取ってくれんと思いますがね。これでどうのこうの言う、向こうはまだそこまでは言ってないんですけど、どうしてもここが聞いてくれと言われたんですよ、ご本人に。何で、本人に内緒いうたらおかしいんですけど、

知らんうちにこのようなことになったか。ほんで、誰がやったかこれを。誰の責任ぞということで。

今のお話いか、今の答弁をお聞きする分には、いわゆる加入者を考えて先走ってやりましたということのように、まあ相手方を思ってやりましたという答弁だと思うんですけど、そんな答弁、通らんと思いますよ。まあ、そのへんほんとに、サービス業じやと先ほど言わされました。サービス業でありやあるほど、こういう問題は起こしたらいけないと思うんです。まあ、今言うてもこれ、もう現実にこういうことが起こりますので。

ほいたら、私があれですか。あなたのことを思って休止したがらしいですよということを言うていって、相手が納得すると思いますか。

そのへん、ちょっとお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしたいと思います。

私、最後の端に申しましたとおり、全く不適切な処理をしてしまったということで、このことについてはですね、それは私の管理者としての責任でございまして。以後適切な、こういうことがないような事務処理をですね、きちっとしていきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、自分の責任でということですので、やはりこれは、こういう不適切な処理をしたということについて、当の本人、分かってるはずですので。名前も、そちらでは分かってると思います。住所も名前も。やはり文書なり何なりで、口頭で断ることやなくて、文書できちっと謝罪をすべきだと私は思う。それが今後の、いわゆるインターネットとかそういう光ネットワークについてももっと円滑に、住民とのあれがなくなると思いますが。このままで、不適切な処理やったという形で相手方に伝えざった場合は、相手方は周りにどんどん流しますよ、その情報を。

それで、最高責任者の課長として、文書で適切に謝罪を相手方に入れる意思があるがないか、そこをお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

お答え致します。

森議員ご指摘のとおり、正式に文書で断るべきだと思いますので、課長の名前でご本人にですね、この件のいきさつ、それからそのおわび、その事務処理の不適切な部分についてのおわび。その分を文書でお伝えしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

3問目の方の、らっきょう畠の裁判についてお尋ね致します。

この裁判の主な争点いうことが、この判決文の中に載っております。で、それ見ますと、1番として、本訴について本件記事が原告の名誉等を棄損するものが否か。で、2として、反訴については、本訴が不当訴訟に当たるか否かであると、裁判所から受け取っている判決書の中に記載されています。

この記載に間違いないか、役場の方についてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答えします。

今、森議員が言われたとおり、判決書の中にはそういうふうに書かれております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

このとおり、これでこの裁判は、私は訴えられて、私は逆に、今の2の所のことで反訴したという。これが、今回の裁判の一番の争点のはずだということは認めていただきましたんで、これは間違いないと。ここで論争があったということで。

このね主文の所でね、うちの方の梶原弁護士に言わすと、この主文の書き方がちょっと解せんというか、ちょっと今回おかしいなというような話をしておりました。

この主文の所の2、原告の本訴請求を、これは棄却すると書いて、それから次に3を打って、被告らの反訴請求いざれも棄却すると、こういうように分割して書くのが普通らしいです。何で今回このようになっちゃうかということで、この主文の書き方にはちょっと疑問があるねということを言っておりました。私はどちらかというと、今からの質問は、2、3、4、5というような形で、分けたような形になっての質問になろうと思います。

このあれですけどね、まあ、反訴については本訴が、私は不当訴訟に当たるから、否かで裁判が受けたことで、これは間違いないということだったんであれですが。だから考えたときに、まずは言うたら訴訟の方が、原告の方が棄却され、その後、反訴の方も棄却されたと。反訴するには、上の原告がない代わりに反訴はできませんので。だから、先に役場の方が棄却され、その後、我々の反訴も棄却されたという受け取り方をしております。分けて考えてみるとよく分かるということで、うちの方の弁護士から言わされたもんで、私はそのように解釈をしておりますが。

この裁判の中でも、その4番目に載ってる、第1項は仮に執行することができるという言葉を、これも私は弁護士聞くまでどれだけ効力があるもんかも知りませんでした。これはこれを受け取った瞬間から、役場の出納を押さえることができるというもんらしいです。それだけは自分らもみんなで、これは絶対避けないかんねということで、そういう行動は一切、弁護士にお願いはしたつもりはありません。これ、仮に押えたとしたら、その日の支払いがぴたっと止まります、朝一番で。そういうことは一番迷惑するのは、執行部じゃなくって住民の方、お金を払いに来た方、また、受け取りに来た方が一番迷惑するということで、これだけは絶対できる行為じゃないということで、受け取ったときに感じました。

今言ったように、言うたららっきょう畠で、副町長もそのときの証人喚問の中で、私らが出した後、このらっきょう畠はあなたに、町にとっていろんなことがあったかと問うたときに、入札にも支障がなかった、名誉棄損のようなことも起こらなかつたということを裁判所で証言しておりますよね。証言はもう残つてますので、

私はそのようにお聞きしました。あこの中で聞いてるときね。

まあ、2番の方に入らせていただきます。ここはもう間違いなくこのとおりだということですので。

9月議会で同僚の下村議員から、本記事の記載となった、私、森被告の認識には明白な事実誤認が認められたのであるから、本件入札についても、原告の職員が探していた業者が落札した業者と一致するという、森被告の供述部分もそのまま信用することができないという、そこの部分を言われたというように判決が出ていましたねということを言われたと思います。そこで、副町長、まあ、何が本当に、一体、この中で真実は一体何かと、自分たちが一番聞きたかったことを、私はこの判決の中ではっきり明確にできたという方に個人的に思っているとの質問に対し、植田副町長は、下村議員が言ったとおりというふうに我々も考えておりますと。本来、純粋に求めたことは、ここの言われた部分ですね。我々も納得したというところでございますとの答弁に間違いないですか。

お尋ね致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

森議員の2番目の質問にお答えします。

そのようにお答えしたと思っております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

私も、本当言うて自分でかかわったことだから、この質問はできるだけ避けるということで、済んだ後もやってなかつたんです。けど、9月の議会の下村議員とのやりとりを聞いておりますと、ここで私が言わないということは、ここで質問しないということは、私が間違ってたから質問しないんだと住民に思われると思いますので、あえて今回こういう。自分のことだから自分の弁護になる。何を言っても弁護になるから、元来ならやりたくないんです、こういう質問は。けど、あまりにも自分の思いと違うことで、そのとおりですと。けど、これ全然、論争のどこが違うてきてるでしょう。これはたまたまその中から出てきた、それを立証するために出てきた中の証言の一部をつかまえて言ってる、というように私は受け取っております。

まあ私は、質問の答弁で、いわゆる森被告は、大塚課長がNTT西日本の担当を探した。を目撃したのを供述するが、これは明白な事実誤認と言わざるを得ないと、判決も出ています。ほんで、これを見た7月31日に高知裁判所で受け取った判決書に、この部分について私は誤認は絶対にしてないので、ここは認めることはできないので控訴もその場で考えておりました。けど、判決内容を読んでいく中で、らっきょう畑について本件記事の表現は、原告の執行部に対する被告らの考え方や解釈を断定に押し付けるものではなく、あくまでも読み手の判断にゆだねるかたちになっており、直ちに不当なものとは言えない。であるということと、これはあくまでも、これは間違つてなかつたよという。それはなぜいうたときに、副町長が答弁で何もなかつたということを言ってますのでね、こういう結論なると思ひますけど。

それと、本訴は不当控訴（国家賠償法上の不法行為）に当たると認められ、また、被告らに対しては11万円の賠償金の支払いを出されている点を思い控訴をするということが、そのときは、私はできると思っておりましたが。控訴すれば、行政はまた住民の税で裁判費用を支払うことになる点や、被告である我々にとっても十分な判決内容が出ていることで考えた場合に、やはり控訴することは断念を致しました。その受け取ったときに。ところが、9月30日にこの裁判の報告会に出席されました梶原弁護士にこの控訴について尋ねますと、勝

訴した側については控訴は認められていないという説明を受けて、初めてそこで、まあ、何でもかんでも控訴ができるもんではないということを勉強させていただきました。

これで私が思うは、この誤認については探していた職員の指摘であって、ここははっきり誤認と言われた。これも私は認めておりません。実際に、それは絶対、今でも認めてませんけど、裁判結果がこう出ちょうということで、そこは仕がないことだと受け取ってるだけであって、認めておりませんので。私は、入札については明白な誤認との指摘は受けたと思っておりません。そういうように文書には書かれませんので。そこをはき違ひして、何もかもだったということで。この入札がすべて間違いでないと考えるのであればよね、今そうでしょう。ここで言うたことは、純粋にそれを求めたと。私がすべて誤認しちょったと。で、入札にも間違いなかったというがであれば、受け取ってから30日以内には控訴できたのは、役場の行政側です。

で、どうしてその控訴を断念されたか。あなた方が断念してるはずです。私たちにはないですから、控訴する権利が。権利を放棄したのは執行部です。その放棄したことについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ミニコミ紙らつきよう畠の裁判についての控訴断念の理由について申し上げます。

これまでも、先般の議会でもだんだんにご答弁申し上げましたように、まず、今回の裁判の私どもが目的とした部分。この事実係争という争点で争われないと、これがまず1点でございます。それらを踏まえ、なおかつ不当行為であると指摘されたということでございまして、当然、行政と致しましてはコンプライアンスを最重要視しなければならない組織と思ってございます。

そういった公的機関から、そういった判決をいただいたと。これを重く受け止めたということでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

まあ、私たちが訴えを取り下げざったということが一番の、訴訟の場合の一番のあれだと思いますけど。

まあ、裁判の中の文書には出てますよね。我々が事実誤認を認められたと。謝罪しないと。で、被告に対する、それで訴えたと。ほんで、ここにも書かれてるように、これは事実誤認を認めて謝罪しない被告に対する制裁目的があったものと認めることができると。このような目的で本訴提起をする裁判制度の悪用するものと言うべきであり、被告らの主張はこの趣旨の主張が含まれているとの解釈されるというような文章でくられております。

私は事実はあれですが、このように裁判の中でも指摘されておりますし、まあ、そこで訴えることは、一番の訴えられなかつた理由というのは不当控訴と言われたことだと思います。これは裁判の悪用という言葉まで付けて、厳しい裁判結果をいただいたということが一番のその理由だと。控訴しても、結果的にもうちょっと良くなつたとしても、丸々逆転する可能性はゼロに等しいという。これまた控訴した場合は、二重に言われるということにならうかと思うことの判断で、今、答弁があつたというように私は受け取っております。

私も何もこうやってやるいうことが、自分にとっては、もうこうやってやつたら全部自分の弁明に取られても嫌だという部分もありますけど、やはり自分は自分で潔白だという信念は曲げておりませんので、そのところも含めて、今やっております。

で、判決の中でも、確かに今言われたように、これ、判決書の中でね、森被告は平成21年11月の臨時議会で、原告の職員が会場の1階で入札に遅刻した業者を探していた。そのときに探していた業者が落札業者にな

ってあるという認識があるということを指摘した上で、原告執行部に対して入札に遅刻した業者の取り扱いの問題について質問し、職員が探していた業者と落札した業者が一致するとの森被告の指摘には何にも言及せず、これを明確に否定しなかった。また、21年12月4日には、本件入札における業者の遅刻の問題について質問するという事前の通告をしたと。まあいろいろ書いておりますけど、中には。同議会でも、本件入札について原告の職員が探した業者と落札した業者が一致するとの指摘には何も言及せず、これを明確に否定しなかったことについて判決の文書の中で指摘をされている点について、執行部はどのように受け取つておるかをお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答えします。

判決ではですね、森議員が言われましたように、森議員の指摘に明確な否定しなかったとありますけれども、質問に対する前副町長の答弁はですね、一貫して遅刻を認めたとは言っておりませんし、適正な入札事務を執行している。また、問題はなかったというふうに、我々は答弁したというふうに認識をしております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

そしたら何で11月と12月の間によね、あれは塗装やったというようなあれば入るがです。ここにも、文書にも書いてますけど。判決の中にもあるけど。そんなに自信があるんだったら、なぜあのときにかちっと否定をしなかったんですか。あなたが今、副町長が答弁されるように、瑕疵（かし）はなかったんだというほどあるんだったら、そのときに、あれはあんた、森議員、それは違いますよと。遅刻はこうこうでしたと。あんなあんた、こういうことは言われんかもしませんけど、そういう質問をしたらよね、庁舎内いうか、いわゆるその敷地内やったらかまんとかいう、そういう答弁なさってきたでしょう、執行部は。それは、副町長も松田総務課長も現場に、ここでやりとりは聞いておるはずですから。その方が矛盾しちょらしませんか。ここは私ら間違つてなかつと、今、副町長が明確に言われますんで。なぜなら、ほいたら1年、2年前に、このときによね、もっときちつと取り扱うてくれちょっと、して、そうじゃないということがあればよね、そこでまた展開が違うてきて、このような、105万も掛けたような裁判、騒動にはなってなかつたと思いますよ。あなた方執行部がよね、いわゆる森はどうせ反対しようがやけんというような考え方がちらついたと思うんですけど、きちつと答えてないですか。私は一応、自分の記憶が間違いなければ、これは探しよつた遅刻業者が入札してませんかということをお尋ねしますよ。それを否定もせずに、何もせずにいて、このことについて何も言ってない。だから12月にも、もう一遍やつたがですよ。

その間にも問題点があつたんですよね。11月と12月の間に澳本副町長から、私の方が、それは森議員、菌茸工場の塗装の件でしたというように、遅刻は。探しよつたがはというように。それは絶対、12月の議会のときにそれははつきり否定さしてもらいました。そんだけやってるのによね、一貫して間違つてなかつたがやつたら、なぜそのときにきちつと言つてないんですか。これ、105万税金使うて裁判起こして、ほんで、今さらこれ居直りとしか思えませんよ、私は。その言い方は。一番の問題はここで指摘されてるでしょう。答えてないと。確かに、裁判で私が、これ、一つの決着の仕方だと私は受け止めてます。自分が誤認したいことは、すべてが誤認じゃなしに全部が、町側には、これも仕方がない、この裁判を着陸さすためには、森の明白な誤認ということがなければ。森はどうも誤認しちょうに変わらんけん信じがたいよとかいうような言葉でなると、

これ、もっと行政側の分が悪くなっています。ここへ森被告は明確なというように付けてもらえてるからもつといいですよ。そこはもう自分も、結果やから甘んじて受けてるけど、あまりにもそこばっかりを引っ張ってきた質問、答弁が出てくると、私そのもんも、自分は間違ってない。あなたが今言うたように、入札には間違ひなかつたと言い張る。これもおかしい言う。あなた方は私が言いようともおかしいと思ってるかもしれませんけど。一番最初の11月と12月のときにきちんと答弁をしてない。

議長（山本久夫君）

森君、質問中すいませんけど、確認のため申し上げますけど。

ここは裁判所でもないし、私も裁判官ではありません。そういう今のやりとりなんかは、十分お互いが代理人を立て、裁判所でそれぞれ関係者、または当事者が行って、意見陳述をして、そのことを公平に裁判官が取り上げ、その中で出した結果が裁判であって、結審されてる内容です。その中のやりとりの証人についての今の発言、これをどう思うかというような内容についてはですね、十分司法の場でやられておると思うので。そのへんをね、この議場でやるというのはちょっと三権分立から言ってもですね、少しこの判断がおかしいところがあると思います。

ですので、その裁判の結果についてのこの質問の趣旨の内容に沿った質問に戻していただけたらと思います。

11番（森治史君）

はい、分かりました。はい、すいません。

ちょっとほいたら、もうここでやっても始まりませんので、次の方へ回ります。4番目にいきます。

4番目、本訴は、不当訴訟、国家賠償法上の不法行為に当たることにより、それぞれの被告に11万円の賠償の支払いと、および、不法行為の後である平成23年4月2日から支払い済みまでの年5分、これは5パーセントの割合の遅延損害金、まあ言うたら利息ですよね。の支払いの判決によって、賠償金と遅滞金については、いったん税ですが、受け取って支払われております。

こういう重い判決をどういうように受け取っておりますか。再度お尋ね致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

森議員の4番目の質問にお答え致します。

このことにつきましては、これまでにも答弁させていただきましたけれども、町と致しまして真摯（しんし）に受け止めてですね、反省をしておるところでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

まあ、この今、真摯（しんし）に受け止めてることと、反省しますと言わされましたけど。これ、賠償とか、いわゆる町長と副町長が、いわゆる賠償金に対しての給料減額で対応してきたと思います。

それが発表になってからですけど、私も何人かの住民の方といろいろこう、まあ、自分から持ち掛けたことについてはしゃべった記憶はありません。向こうからこう言われたことに対して聞いた範囲ですけど、この住民の声としては賠償金の支払いについて、我々の税での支払いではなく、その裁判費用については原告の町長と、ここは住民が言うたですからね。その議案に賛成した各議員の方々で支払うべきとの意見を言われました。また、鞭の方でこの話になったときに、これはもう住民の方から、なぜ大西町長だけが給料減額をしたかということで、この件は先の町長のときに起こったことではないかという質問がありましたので、正直、こ

れは先の町長のときに出でてきた事件ですよと言ったら、その方はまた変わったというか、何で大西町長だけの支払い、先の執行部が払わないか。で、先の執行部にも払わすべきではないかとの意見があつたので、その場で、この件は確かに先の町長のときの入札の事件であります、我々を訴えたのは現大西町長であり、その結果、裁判で敗訴したがであつて、先の町長が訴えてないので現町長の責任と話しています。

それで、この件についてです、こここの部分ですけど。まあ先の執行部から事務引き継ぎ、その他いろいろ申し送り事項もあるうと思います。その中で、先に強く申し送りを受けたとしてもよね、私が思うには、現執行部が訴えるかしないかについての判断は今の執行部がやることであつて、判断で決められて訴えたと思っております。まあ言うたら、それは火種のあった火中の中にクリを放っちょうど。先の人がもうもめよつたんですから、クリをと。で、それを結果、大西町長は拾うことになったというように私は思っております。

まあ、この流れというか、訴えることについて誰かに強く裁判すべきとのそういうような助言があったのか。それとも、町長単独でこの件についてはおやりになつたかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、いろいろ住民の皆さんからのご意見も拝聴されているようでございます。私の所にも、住民の皆さんから多数ご意見をいただきました。

まず、前町政とのという関係は、今回成立しないと思ってございます。引き継ぎがあつた、なかつた。これもまた別問題であると思ってございます。行政の長と致しましては、すべての業務を総理し監督する。これが行政の長の務めでございまして、管轄業務はすべてでございます。その中で、仮に知り得ない業務で瑕疵（かし）があつたとしても、それは知り得ていない行政の長としての責任があると思ってございます。よって今回、前町政でというそういったご意見は、残念ながら私どもはそれは適当でないと判断しております。

また、訴訟行為を起こしたのは私でございます。さらに、この訴訟行為が不当であると言われた。この行為そのものが不当であると言われた。そういうことで私どもは、先ほど申し上げましたように控訴断念ということでございます。

また、支出でございますけれども。こちらはどうしても、支出根拠的に町費からということにならざるを得ません。また、私どもも、これまで議会で答弁申し上げましたように、道義的責任という言葉を使わしていただいております。これ以外になかなか、支出が適當であると思われるその表現が見つかなかつたというところでございます。

いずれにしましても、今回はこの行為そのものが不当であるといったことであり、その判断を下したのは私であるということでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

今言われたように、私の判断でやりましたと。まあこれ、黒潮町の最高責任者である町長の言葉として当然な言葉だと思いますが。

自分でなされたので、今どちらつと、お金の支出の部分についてかどうか知りませんけど、道義的責任という言葉を、今、答弁の中にあつたと思います。道義的責任という言葉は、それは町長自ら訴訟を起こした責任者であればおかしいと思うんですけど、道義的責任という使い方は。やはり、自分が責任でやつた裁判で負けたんであれば、道義的責任ではないでしょう。その支出のことは知りませんよ、私。裁判を起こしたのが誰で

あるか、町長は自分で言って認めたんですから。さっきのお話のとおり、答弁のとおりね、先の執行部には何ら関係のないことです。で、先の執行部にお金を出さすべきだという意見にしろ、ここはちょっと無理があろうかと思います。そのあれは。やけど最終的に、よく町長が道義的責任という言葉を使われます。で、実際に道義的責任というのは、先ほど、まあここで言うべきかどうか分かりませんけど、先ほどの情報処理の結果のような場合が道義的責任での謝罪文を書くというような形にならうかと思います。自らがやった行為であれば道義的責任という発言ではなくて、私はその使い方は、道義的責任というのは誰か、だから私、問うたんですよ。強く申し送りがあったんですか、誰か訴えるべきだと言われたんですかということについてお尋ねしたのは、再四、答弁の中で町長が道義的責任という言葉を使われます。自らが訴えを起こし、自らが負けた場合に道義的責任という解釈は、私ここがあんまり強くないんですけど、いろんな方に問うけど、やはりそれは間違つてると。それは責任を取つたになると。ほんで、負けたから私は責任を取りましたという発言であるべきだねという声が聞きます。

で、道義的責任ということになつたら、先ほどから言つてますように、私の知らない所で起つたことの責任を取る場合が道義的責任だと思いますが、町長はどうしても、この裁判を起したのは私であつて、だから私が責任を取つてというようなあれは言えないんですか。

そこのことについて再度お尋ね致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

前議会から謝罪申し上げてきたところでございます。

まず、道義的責任という言葉を使わしていただきました。文脈から少しご理解いただければと思います。この言葉を使わしていただいたときは、この減俸のご質問をいただいた際でございます。先ほども申し上げましたように、裁判費用が掛かってしまいました。で、なおかつ、その行為そのものが不当であると言われたと、そういった現状でございます。

一般常識に照らし合わしまして、この行為そのものが社会的に批判を受ける対象であると、そのように認識をしてございます。そういう中でも、なかなかその裁判費用について私どもから収納するすべがないといったことで、こういった言葉を使い、議会の議決をもらい、減俸させていただいたということでございまして、その文脈からご理解いただければと思います。

また、このほかにも適切な言葉がございましたら、また、そちらの方もお教えいただければと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

給料の減俸のときに使われたということですけど、そのときでも責任を取つてという減俸の仕方も言えたんじゃないろくなと思うんですけどね。何も道義的責任を使わずに、これは私がやつた行為で、住民の方々の税を使うようになったと。そのために、私が直接戻すことはできないので、やはりそういう形で責任を取つて減俸致しますというふうに言えたと思うんですが。それはあえて、その前後の文章のあれを見ていたいたら分かるという、ですけど。そういうところよりも、やっぱりそこが私は引っ掛かってくると思うんです。

ほんで、やはりそういうことになつたら、本当に反省しますというふうに答弁はなされておりますけど、道義的責任という言葉がどうしても頭の中にこびり付いて、私、外れないんですよね。いうことは、他人事でしたということになつてしまします。誰が聞いても、その前後の文章から考えていただいても、そこをご

理解願えませんでしょうかと。私は国語学者でもないし、文学には全く弱いんで、町長の自らこの減額にしたときの行為に対する、どれがいい言葉かということは私は思い付かせんし、そんな文章能力はありませんけど。どうしてもその、この行為そのもんが不法行為だと言われて敗訴した。いうたら敗訴したときの大将は町長なんですね。だから道義的責任という言葉は、誰か周りのもんに責任転嫁をしてるというように受け取れる部分もあるので、私は、やはりここは道義的責任という言葉は不適切ではないかというように今でも考えておるし、また、ほかの言葉は思い付かないんですけどね。

で、やはり負けたんであれば、それは私の責任やから、責任上減額を取ったと。ほんでそこで言われますと、今度逆に言わせんけど、植田副町長の減額については、この副町長にとっては同じ立場でないから道義的というような言葉になつても適切かもしませんけど。やはり町長、副町長が連名でやってることですので、そこは道義的責任ということは、やはり私はすっぱり、私の責任でというように言うべきだと思いますが。

町長、どう思います。再度お伺いしますが、どうしても私の責任でというような表現はできませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほどと重複致しますけれども。この減俸さしていただいた、その際の説明の際に道義的責任という言葉を使わしていただきました。

まず、今回の不当行為とされたこの訴訟行為につきまして、判決文の中でその支出の責任を設定していただければ、こういった形で道義的責任の上、減俸ということにもならなかつたと思ってございます。残念ながら、その支出の責任を負うという設定がないわけで、その分の支出を負わなければならないという義務もないと。これがまず判決でございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、公金を使って裁判を起こし、なつかつそれが不当行為と言われたということは、一般常識から考えて社会的に批判されるべき行為であると思います。その分を道義的責任という言葉を使って支出をさしていただいたということでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、道義的責任いうて、そこを何遍やっても町長は。まあ確かに裁判では町長が支払うべきという言葉は書いてませんよね、裁判所については。やっぱり公費でやってますので。

これ、私なんかも裁判に入るまでにいろいろ助言もありました。あつたところで、森君、証拠を持つちょうどかえという言葉もいただきました。それで、それは現職の職員とか、入札に来る現職の職員さん、企業やからそれはよう言わんと。したときに、行政はなんばでも錢は使えるがぜと、裁判に、という言葉も助言も受けておりました。

だけどまあ、解釈の違いということで、これからなんぼ質問をさせていただいても、かみ合うことはなかろうと思います。私はあえて、この裁判でその部分については全く誤認はしてないと言わさせていただきましたけど。まあ、そこをあまりにもまた質問内容なんかで出てくるようでしたら、再度またほかからの研究いうか、ことで、また再度このことについては質問をする場合があろうかと思いますけど、これは私自身としては、これでなるだけならこの裁判のことについての質問は避けていきたいと思いますけど、今後の内容によっては再度また質問さしてもらう場合もあるかもしれませんので、そのときにはよろしく。答弁の方、きちんとお願ひを致します。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、このたび大方高等学校昼間部の自律創造型地域課題解決学習の取り組みが、時事通信社教育奨励賞優秀賞を受賞したことによる報告会を11時40分から行う旨、案内をいただいております。

報告会に出席するため、この際、13時30分まで休憩します。

休憩 11時 15分

再開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、下村勝幸君。

2番（下村勝幸君）

それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。

まずは、今回はですね、2つの大きな項目について質問させていただきたいと思っています。

そのうちの1つ目が特産品の処理加工施設についてということで、これも2つ項目ありますけど、まず1つ目。

本施設は黒砂糖原料の使用を中心に特産品を開発する施設としてスタートした。しかしながら、サトウキビの生産は伸びていない。第三セクターとしての運営が検討されているが、うまくいくのか大変心配である。9月議会でも数名の同僚議員がこの問題を取り上げているが、9月議会以降の検討結果と今後の運営方針等の関連課題について問うというふうに、通告書の方は出さしていただきました。自分の方ですね、サトウキビの、もう生産は伸びていないという、断定的なちょっと通告書になってしまったんですが。

まずですね、この点からちょっと課長の方に確認していきたいんですが。サトウキビ生産、黒砂糖を作るためのものなんですが。これがですね、この特産品のこの処理加工施設というものが計画をされてからですね、大体平成20年ごろからのお話だと思うんですが、それからですね。今、ちょうどサトウキビの収穫の時期に入っていると思いますので、大体昨年度ぐらいまでのですね、黒砂糖の生産量とかの推移はもうつかんでるんじゃないかなと思いますので。

まず黒砂糖のその推移と、そこにかかわる生産者ですね、実際の増減の部分をお聞かせいただきたいと思います。まずこの1点だけ、ちょっと教えていただけますか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、下村議員の第三セクターについてのご質問にお答え致します。

まず、平成20年度からのサトウキビの生産の状況についてということですが。まず平成20年、サトウキビの収穫量ですが、約96トンです。その前の平成19年が一番ピークの104トン、生産というか加工場で処理されておりました。それで、21年が約102トンです。22年が76トン。そして、昨年の23年が64トンというふうになっております。

それと生産者ですが。町外分も含めた、加工場を利用してくれた方も含めたものですが、平成20年が52人です。平成21年が同じく52人。22年についても、同じく52人です。23年については49人となっております。

それで今年の状況なんですが。今年は、昨年、気象状況が大変悪いというようなことで不作でした。今年は、

栽培面積についてはほぼ横ばいなんですが、発育は良くて、収量については、まあ昨年を上回るのではないかというような、加工量も増えてるというような見込ですというようなことを、加工場の担当者の方から聞いております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今、黒砂糖の生産量の推移、ちょっとお聞きしました。

ピーク時、平成19年、104トンに比べてですね、23年では64トンということで、まあ不作ということがあったということでお話ありましたが。それにしてもですね、もう半分近くの生産量になっているというのが、この今の結果からですね分かりました。

それで、実はですね、今回この三セク関係のこの加工施設をですね、三セク化するべきじゃないかとかいうお話が出る、その元になる前の話ですね、自分が産業建設の常任委員長を任されてやらさせていただいたときにですね、この加工場の建設についてのお話が始まりました。

そのときのですねいきさつ、過去いろいろあったわけなんですが。自分たちも、やはりこうやって特產品を開発していくという、そういう施設の必要性は感じますし、そういうものは必要であろうというところの中ですね、こういうサトウキビを製造する部分とですね、あと、細かく、何かこう加工商品ですね。そういうものを開発していく部分と、2つの建物を当初造りたいという計画が一番最初ありました。その中で、自分たちの産業建設の方の常任委員会の中でも相当もめたのが、やはりそういうものを一度に建設をして、一度に運営を大きくやっていくのは大変だろうから、まずはこのサトウキビの部分にだけでも特化して、その部分の製造がうまくいくようになったらですね、あらためて、新しい次の加工品を開発できるようですね、そういう施設も考えていいんじやないかというのですね、この事業のスタートでした。

今ですね、一番、私、聞いて思ったのが、その生産者がとにかくずっと横ばい状態。もしくは、23年度においてはですね、そこに出荷してくださった方が49人ということで、まあ2、3人、数人程度減ったということが、今、課長の方のお話がありました。

課長ですね、僕ちょっとお聞きしたいのが、その生産者が増えているか、その一番大きな理由というのをですね、課長、何が原因だと思われていますか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、再質問にお答え致します。

原因については、まあ恐らくサトウキビを栽培されている方の高齢化じゃないかと思います。そういうこともありますし、その加工場については極力、あまり力の要らないといいますか、労力を掛けないように施設の整備もしております。その点については、今、出荷されております生産者さんには大変喜ばれているところです。

それに対して、私たちもその対策といいますか、まあ、せっかくできた施設ですので、有効活用をしてもらいたいというふうに思っております。

それで、現在のその特産協ですが。サトウキビの生産の拡大の取り組みについては、今まで加工品の商品づくりや、その販売促進の取り組みに追われて、なかなか手が回っていない状況です。

対策としましては、まず当町の黒砂糖については、れんが色のさらつとした味が特徴、売りにしております。その特徴を出すのには、昔からの砂地栽培が主になっています。そのためには、その農地を確保していくいかないかんということですが、農業委員会や農業振興課とも連携して、砂地の圃場（ほじょう）の確保や情報を共有していく。また、そのサトウキビの栽培については、あまり手が掛からないことと、狭い面積でも栽培が可能です。併せて、自家栽培の作物が、また六次化されて商品になっていくのも楽しみなものですので、まあ、ひょっとしたら生きがいづくりにもなるかもしれないというようなこともあります。その農家の副業や、グループでの栽培などの推進活動や、栽培指導、また、栽培にかんする支援などの対応により、耕作者を増やしていきたいというふうに考えております。

実際にそのグループなんかでも、作りたいがやけんどという相談はあるんですが、なかなか今の状況で、自分たちもその土地の確保まではようしないというようなこともあって、何とか協力してあげたいというところもあるんですが、そういう課題も自分たちも経験しての、こういう対策でいたら増えるんじゃないかということで考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

生産者が増えていない理由ですね、例えば高齢化であったり。まあ、実際私も経験したことあるんですが、サトウキビ、相当重い。収穫時なんかもですね、束にして、かついで収穫したりすると思うんですけど、なかなか高齢者の方にやっていただくには相当ハードな作業がたくさんあるような気もします。

そういう中で、当初、一番自分たちが思っていたのは、やっぱりこうやって特産品を開発するということに対して町がある一定姿勢を見せて、で、生産をですね、実際したくなるようなそういう作物であれば、自然にですね、やっぱりそうやって作ってみたいとか、そこで自分も収入を上げてみたいという方がたくさん増えてきて、自然発生的な方向でそういう方向がうまくできていくんじゃないかなというのがですね、一番最初の考えであったんじゃないかなというふうに思います。それで、それがやっぱり増えてきていないというところが一番問題であって、高齢化していくのは当然、年を取っていくのは当たり前のことです。そうなってくると、新しく、若い方がそこに参入してくるとかですね、次やってみたい人が手を挙げてくれるとかいう形がやっぱり増えていかないと、当然のことながら、黒砂糖は衰退していくというふうになっていくんじゃないかなと思います。

その中で、ちょっともう1点確認してみたいのが、当初、自分たちのですね産業建設の委員会の中で、この施設を造ることに当たって、どういう形の売り上げを立てていくのか。どういうふうに、まあ年次計画というかですね、今年はこのぐらい、来年はこういう形、次の年はという形の計画書を作つて出していただいて、それを委員会の中でも検討した結果、じゃあ、まずこの黒砂糖部分だけでもまずスタートしてみましょうというところで承認をしていった経緯がありますので、そのあたりもですね、ちょっと課長の方にお聞きしたいんですが。

そういうた、その売り上げ目標に基づく形が、計画どおりですね、今のところ大体進んできてるのかどうかですね。そのあたりどうでしょう、課長。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

再質問にお答えさせていただきます。

当初の、一番ほんとの当初ですね、のときの計画書、経営計画に沿ってということですけれども。なかなかそれのとおりには、現状では進んでいないというようなところです。

それに関連して、販路拡大、ちょっと特産協の中でのことを、対策とか、今作業を進めている状況について、ちょっと長くなりますが説明させていただきたいと思います。

まずですね、特産協については、現在、職員が4名体制で、ふるさと雇用や緊急雇用の雇用対策補助事業も活用しながら、皆さんに加工施設の事業趣旨も理解していただいて、サトウキビ栽培から加工、営業と、幅広く頑張って取り組んでもらっているところです。また、繁忙期には、加工については5名から6名、サトウキビ作業については1、2名のパート雇用により対応してもらっている状況です。パートの方々も年間通した雇用の場になるようなことを願いながら、頑張って作業に携わってくれております。

そうした中で、なかなか売り上げが伸びていってないわけですけれども、一番には、その第三セクターの検討委員会の中でもやはり課題となりましたが、経営の要となる経営実務のマネジメント執行者が不在なことではないかと。しかし、そこは経験ある人材の確保をすることで対応できると考えます。

それと、現在のその販売促進活動や新商品開発の状況についてですが、計画としては基本的に黒潮印の、さしすせそ計画の取り組みをコンセプトに販路開拓をしていきたいというふうに計画をしております。それで、現在の販路については、県内の大手卸問屋や大手量販店、また、直販所や業務用として販売をしているところです。

黒砂糖については早期に完売の状態で、特産協は栽培面積を増やしているところです。

ラッキョウ製品については、昨年からの原料のラッキョウ価格の高騰により苦慮しているところです。しかし、最近はその品質にこだわった地方の商品を探している業者さんも多く、黒糖加工作業のシーズン中、今、シーズン中なんですが。には、見学に県外からも来てもらっております。最近も、町内の加工業者さんとつながりのある関西と県内の生協関連会社の方が、その町内加工業者さんを通して見学に来てくれました。品質にこだわりがある分、加工作業の工程も夜中から昼過ぎまで、熱心に取材をされておりました。

そうした中、本年から推進している黒潮印のさしすせそ計画の取り組みについて話をしてると、大変興味を持っていただき、ラッキョウについては黒潮町のさしすせそ、その調味料を使用した商品化の依頼をいただき、また、商談に至っているところです。また、協力してくださったその町内の業者さんからは、さしすせそ計画についてもっと大々的に早く宣伝せないかんがじやないかというようなハッパも掛けられているようなところです。

もう1件につきましては、首都圏の生協の方が、高知市で全国規模の会があると。黒潮町の黒糖加工の見学をぜひさせてくださいというようなことでサトウキビつながりの方から連絡がありまして、短い時間でしたが見ていただきました。商談ではなかったわけですけれども、その加工を見ていただいて、後日、電話やメールで連絡をやりとりしているわけですが。その方がアドバイスをくれるのには、町で取り組んでいることにもう大変感動したと。取引をする側からしたら、町が入っているということはもうすごい安心感があると、そういうお話をいただいております。そちらは首都圏の生協ということで、規模的に特産協ではとても対応、ロット数がもう難しいだろうというようなことで、関連の子会社さんを紹介してあげましょうというようなことで、ラッキョウのサンプルをそちらへ送ったりして、今、いろいろ見てもらっているところです。

また、先日、高知市での講演会で、山口県のある道の駅の駅長さんをしての方の講演でも、特産品と水産物の販売をしている道の駅で、この方は民間から公募で選ばれて役職に就かれた方でした。経営をしていて、その方が一番感じることは、売り込みに役所の人間が行ったら、相手もすぐ会ってくれる。民間はなかなか会ってくれない。そこまでが大変な労力が要る。これはもう役所の特権ですよと。また、地域が東になって、地域

ぐるみで売っていくことが重要です、ということを話されていました。このように、ブランド化認証事業や町産業推進事業により加工の意識が向上している中、販路については、その今までの取引先はもとより、すなびてんぽや、先の生協関係とも今後つながりを深めていくことで広がりが期待できます。

また、商社としての機能を、仮に三セクになるのであらば、その強みが十分利用できると思います。その町内の、さしつけ計画のそのブランド認証品を、商社としての機能でどんどんと売っていきたいというふうに考えております。

それと、商品開発については、まあ売り上げを伸ばしていくに当たっては新商品の開発が当然課題です。現在、工業技術センターにレシピ作りの協力をお願いして、試作してもらっている状況です。また、商品については地域の農産物の利用を考えていますが、できたらハウスなどで規格外商品となっているものをお金に換えるような商品づくりを考えています。

そのほか、関係業者さんとの連携による新商品も協議しているところです。それに関連して、その新商品の開発については加工場の年間稼働ができるような商品開発工程といいますか、計画を立てております。

以上のように、今のところなかなか経営計画のとおりはいってないんですけども、このようなことを基にですね、今後、積極的に販売が上がっていくんじゃないかというふうに期待をしておりますし、また、やっていかなくちゃならないというようなことで、特産協も取り組んでおります。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

自の方でですねお聞きしたかったのは、本当にその売り上げ目標が達成できるのかなというところがですね、一番ポイントだったと思うんですが。課長の方からですね、それに向けた取り組み、かなり具体的に詳しくですねお答えいただいたわけなんですが。

まあ、今、課長の答弁の中にですね、だんだんに町が入ることで安心感を得て、うまくやれるんじゃないかという、三セクへの布石のような回答がですね、随所にちりばめられているような答弁だったような気がして聞いてたんですが。

それでですね、自の方でだんだんそこらへん、核心の部分に入っていきたいと思うんですが。

今、課長が言われる、その経営実務のマネジメントできる人間がいないというところがですね、課長の答弁の中にありました。自分たちもですね、やはり一番そこが問題であろうというのは、当初、この計画ができた段階からですね一番感じていた部分でもありますし、そこを何とかしなければというところで。で、逆に言うとですね、そういう経営実務的なことができるであろう、まあ言ったらサトウキビの精糖組合の方が中心になってですね、まずはここから突破口を開いていきましょうというスタイルですね、ここが動いていったように思います。

今、課長のお話聞いてるとですね、黒砂糖を原料としたラッキョウという所が、こう何となく自分の中では今メインのその商材というかですね、特産品の中で黒砂糖をただ原料で売るんじゃなくて、ラッキョウを何とかしたいというような部分に非常にこう感じるところがあったんですが。

課長、そういう認識でよろしいんでしょうか。その特産品の中のですね、扱いが黒砂糖、もちろん原料で販売する部分と、あとラッキョウという、この今2つがメインとして動いているというふうに考えていいんでしようか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

お答えします。

今の商品については、大体そのような黒砂糖との関係の商品は、議員が言われてるような内容です。

さつきいろいろご説明させていただいた中で、その生協の方に、さしすせそ調味料を使って作ってくださいという中には、キビ酢なんかで作っていただくと大変面白い、というようなご意見もいただいております。また、いろいろとその商品づくりについてもアドバイスなんかもいただいて、それが成功すればだんだんに広がっていきますよというようなアドバイスもいただいております。

商品についてはそのようなことです。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

そしたらですね、ちょっとストレートな質問をします。

課長、今言われるよう、じゃあ今までうまくできなかつたと。結論としてですね、うまくその売り上げも十分に、計画どおり挙がっていないと。で、当初、目標としていた形もなかなかできていないと。

ですが、三セクにすればですね、本当にここの経営はうまくいくのかというのがですね、率直な私の質問です。で、課長がですね、その部分で先ほど来、やはり民間だけではなかなか難しい。行政が入る方がうまくいく。そういうお話をですね、随所にお話しされましたけど。本当にそれだけでですね、この三セク経営というのはうまくいくのかどうか。

そういうふうに考えられているのかですね、ちょっとそのあたりお聞かせいただけますか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

お答えします。

まあ一番、今までといいますか、1年間、加工場ができて、私たちも一緒に携わってきたんですが、一番には、先ほど言いました、その経営責任者が明確になってないというところだと思います。

それと、その次の経営マネジメント執行者が不在。その経営をしていくのにやっぱり経験のある、今まで商売されて、そういう経験のある方が1名あつたら、もう全体のマネジメントはできるということになります。

それと、運転資金の不足。それが幾らかあれば、人の雇用もできて商品開発にも回れると。今のところのその4人で対応してある部分。これはもう毎日、目いっぱい皆さんが働いていただいて、もうフル稼働です。

そういうようなことがあって、仮に三セクの承認なるのでしたら、ある程度そこの資金。それと、経営責任者は明確になるわけですけれども、その経営マネジメントの執行者というのはある程度その労力といいますか雇用の経費が要ると思うますが、そこもクリアできて、それからやっていけると思います。

あと、その商品なんかについてはさつき言ったようなことで、いろいろと皆さんが注目されてきてくれています。その中で、やっぱり品質ですね。品質がもう一番ですよという、先ほど説明してくれた方なんかは、もう最初からお話が品質の話で入っております。値段の話はまずはありません。最初に品質の話から入ってきて、それから値段の交渉になっていくわけですけれども、それだけ黒潮町にはいい材料があるというふうに見てくくれていると思いますので。そこで反対にですね、もう施設もできるわけですから頑張っていかないかんというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今ですね、課長の方から言われた言葉の中で一番こう気になったのがですね、やっぱ経営責任者が明確になっていないという部分なんですが。

じゃあ、もうちょっとですね突っ込んでお話ししたいんですが。

この三セクにしたときですね、この経営責任者、いわゆるマネジメントをやる人含めてですね、これはそしたら町の職員がですね、ここをカバーするという形になるんですか。それとも、もっと違う方法で何かアイデアなり体制を今考えられているのがあればですね、その部分を聞かせいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

お答えします。

その経営責任者の関係ですが。まあ、町の職員か、出向さすか、あるいは外部からというようなことにもなるかと思います。

まあ一番は、その第三セクターの設立準備委員会でも、そのことがいろいろ議論されました。一番には、町がリーダーになって、この施設で成功さしてもらいたいというようなご意見もいただきました。

そこの職員出向とかなると、その人事のこともありますので私じゃなかなか返事はできませんけれども、外部からそういう方に来ていただくということは、さっきも言いましたように、ある程度資金といいますかね、そういうのがあれば可能と考えています。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

何となくですね、だんだんこう三セクという形のものが見えてきてるんですが。

実際ですね、そしたら、まあ自分が思う三セクのイメージですけど、町は51パーセント以上出資をする形になろうと思います、三セクになった場合ですね。じゃあ、残りの部分をどういった所が出資して、この会社を構成しようとしているのかですね。今、室長の方からは、人事にかんするところなんで具体的なお話はもちろんできないと思いますけど、町職員が出向するなり、その三セクの中でですね、ある一定そこの責任者としているという形で、当然51パーセント以上の資本は確保すると思うんですが。

そのあたり、どちらへんまでお話が今進んでいるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

質問にお答えします。

出資とか第三セクターするに当たっては、関係団体の人に委員になっていただいて、今、検討をしているところです。それで、今、協議した中で案を作りまして、それぞれが、団体が持ち帰ってくれて協議をしている状況です。

ということですので、今の段階ではあまり、その詳細なことを回答することはちょっと控えたいと思いますので、お許しください。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

まあ、そこの構成割合も今検討中ということだそうですので。

その部分ですね、自分が一番心配するのが、三セクはつくりましょうという方向でなったときに、その経営がうまくいかないから、次の、またお金が足りません、また出してくださいという形になったときに、行政がですね、もう言えば無条件にですね、やみくもにお金をそこへつぎ込んでいく形というのがですね、この三セクの中で一番失敗していく例だと、自分、個人的にも思いますし、多くの皆さんですね、そのように感じていることじやないかなと思います。

ですから、これはですね三セクであろうが、民間であろうが、どういう形であろうがですね、やはり経営計画というものがですね本当にうまく回るっていうものが十分に煮詰まってないとですね、このやり方、まあどういうふうに踏み切っていくのかっていうのはですね、よっぽど腹くくった人がいてですね、本当に、例えば町から出向してくる人ですね、もうこれで自分の人生はここに懸けるんだぐらいの気持ちでやってないとですね、この事業は本当にうまくいかんと思います。で、いつでも自分はもう町の方へ戻れるよとかですね、そういう形では当然のことながら、この事業自体がですねうまくいくように思えません。

ですから、今、例えば三セクのお話が持ち上がりてきてですね、課長は、計画がやっぱりうまくいかない。あの施設はできたから、何とかしたい。で、あの施設をこのまんま置いてしまうこともできないから、うまく活用するためにこの行政も力を入れてという、その発想は分からんではないのですが、そこですね、いわゆる安易な形でもう三セクというのはですね、どうも自分の中では賛成しかねる部分が多くあります。本当にそういう形がならないような形ですね、検討をぜひしていただきたいと思うんですが。

今のあたりのお話になるとですね、もうだんだん町長のお話、考え方についでいくと思うんで。今部分で何か町長、思うところあれば、ぜひ答弁いただきたいんですが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回、特産品処理加工施設について2点のご質問をいただいております。

2問目が僕の担当になっておりまして、もしよろしければ関連付けてご質問いただければと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

もう町長の方からですね、2つ目のご指摘もありましたので、じゃあもう関連してですね、ちょっと2つ目にいきたいと思います。

2つ目の質問ですね、ちょっと関連しますので、ちょっと議長にもお許しいただきたいんですが。ちょっと1番と2番をひっくるめての形になろうかと思いますけど。

まず、町長に対し以前より何度も、産業や雇用対策について具体的な数値目標や町長の考える未来図の提示を求めているが、いまだ見えない。この加工施設は同意が位置付けになるのかというのですね、2つ目の質問です。

この内容自体ですね、今言ってるよう、この加工施設自体は、今、課長が答弁の中にあったように三セクとして、町がここまでかかわってやろうとしている内容であるならばですね、その町長が考える全体の産業

政策の中ですね、どこの部分のどういう位置付けになっていくのかということがやっぱりはっきり見てないとですね、ちょっと問題あるなというところです。

それで、この施設がですね、先ほどまでの話を聞いてると、まあ単なるですね、ある意味黒砂糖の加工工場ぐらいにしかですね、今の段階ではちょっと見えてきません。

で、町長の方に、そこもひっくるめてですねもう少し具体的に、町長が考える、この加工施設の位置付けを答弁いただけますでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

下村議員の、産業や雇用対策、加工施設の位置付けについて答弁させていただきます。

まず、黒潮町の置かれている環境、こちらをご説明させていただいた後に、産業、雇用、ならびに加工施設の位置付けといった順番で少しご説明さしていただきます。若干ちょっと答弁が長くなりまして、ご了承いただければと思います。

まず、産業と雇用について、雇用ならびに就業機会をどう確保するかという視点でお答えさせていただきます。

大変厳しい雇用状況下にあることは、議員の皆さんも共通認識のところでございます。雇用状況の改善のためには、これまで答弁してまいりましたように、既存の雇用の場をしっかりと確保することと、併せて、新たな雇用、就業機会をつくり出すということであると認識しております。

初めに、既存の雇用の場の確保についてでございますけれども。的確な支援を行うためには、それぞれ産業の置かれている経済環境と社会環境を知る必要があると思ってございます。少し説明させていただきます。

町内総生産額につきましては、平成8年度の364億9,400万円から、平成21年度、少し古いですけれども、281億1,000万と、23パーセントの減。つまり、4分の1経済規模が縮小したということになってございます。

まず一次産業でございますけれども、平成8年度、56億6,300万あった総生産額は、平成21年度には47億2,800万円と、17パーセントの減。中でも、横ばいで推移してございます林業、水産業に対し、農業は21億700万円から12億600万円と、実に43パーセント減と、大変厳しくなってございます。

売り上げの多くを占め、本町の基幹産業であります、施設園芸の不振が原因と考えてございます。特に系統出荷が多くを占める本町の産業構造では、就農者が直接雇い入れをするほかに、生産活動による農協等での関連雇用が非常に大きく、総生産額の確保が急務でございます。

社会動向と致しましては、近年、国の施策も影響し就農希望者が増加傾向にあり、かつ、本町の農業従事者の高齢化を考えますと、現段階で既存の生産基盤の適切な延命化を図り、リタイアと新規参入のマッチングで初期投資を抑制することが生産者の確保に必要であると考えます。また、来年度からスタートしたいと考えてございます農業公社による新規就農の育成と併せて、公社外での経営準備型ならびに経営開始型の積極的な取り組みにより毎年2名から3名の新規就農者を確保し、産業として維持してまいりたいと思います。

次に、二次産業でございますが。

こちらにつきましても平成8年度、78億6,300万あった総生産額は、21年度には実に62パーセント減の30億3,900万となっており、55パーセント減の製造業、65パーセント減の建設業、共に大変厳しい数字となっております。建設業は地域の雇用を下支えし、構造的に大型設備投資等、短期的に景気の底上げ効果の見込まれる分野であるため、逆にこの間の雇用状況の悪化の一つの大きな要因となっておると考えております。

減少傾向にありました公共事業費は、政権交代後も歯止めが掛からず、現在も引き続き厳しい状況が続いて

おりますけれども、本町の今後につきましては、高規格道路の新規事業化や国道56号大方改良、ならびに庁舎移転、入野駅前再開発等、関連付帯事業も見込まれ、また、喫緊の課題となってございます防連、防災関連事業のボリュームを考えますと、何とか向こう10年ぐらいはめどが付いたと認識しております。将来を考えますと、比較的公共投資が確保されるこの10年でしっかりと技術者を育成し、安定的な経営規模の整備を進めるとともに、行政からも各種情報提供を積極的に行い、異業種転換も含め経営体として継続できる形を模索していくかなければならないと考えております。

次に、三次産業でございます。

全体では、237億4,100万円から、11パーセント減の210億700万円と、他の産業と比較しますと縮小幅は小さくなっていますが、町内産業の活性化に欠かせない、いわゆる外貨を稼ぎ町内消費を促す卸売、小売業が25億2,900万から、58パーセント減の10億6,500万と、大変厳しい数字となっております。

さまざまな要因が想定されます。中でも、平成8年、10年、13年には、四万十市へ郊外型大型店舗の出店が相次ぎ、11年には、既存の大型店舗の増床改築もございました。これらはデータとして明確に表れておりまして、併せて15年には町内の大型施設の倒産もあり、大変厳しい数字となって表れてございます。

しかしながら、これらの根本的な課題は人口減による消費購買力の低下、つまり、経済規模の縮小であると認識しております。前回の国勢調査において、町の人口が5年間で1,000人減少したことはご承知のところです。しかしながら、23年にはもう1つ注視しなければならない数字が出てまいりました。これまで本町の人口減少は自然減が常に相対的に50パーセントを超えておりましたけれども、昨年初めて、自然減を社会減が上回ることになりました。これは単純に、総人口減少から死亡と出生の差を引いたものを社会減とさせていただいておりまして、もう少し詳細な分析が必要であると思われますけれども、傾向としてはつかめることができます。つまり、人口減による経済規模の縮小がさらに人口減を招くといった負のスパイラルを如実に表しているものと、危機感を持たなければならぬと考えてございます。このような状況から、雇用状況の改善は喫緊の課題であり、その背景はこれまで申し上げてきたところでございます。

雇用状況の改善策についてでございます。

大きく分けまして、2つのアプローチがあると考えております。これはこれまで申し上げてまいりましたように、既存の経営体に適切な支援を講じることで、今ある雇用の場をしっかりと確保する。そして、新たな雇用、就業機会を創出していくということでございます。前者につきましては、これまで予算審議等々で各種施策をご審議いただいたので、ここでは後者について申し上げたいと思います。

新たな雇用ならびに就業機会の創出としまして、大きな柱を2つ考えてございます。

1つは、社会環境の変化に対応するために新たな公共サービスを生み出し、そのサービス提供者として雇用を確保する。これは福祉分野がかなり有力な分野であると想定しております。高齢化が急速に進む本町におきましては、高齢者福祉の拡大は喫緊の課題であり、現在、各種施策を進めていることはご承知のところでございます。中でも、23年度に策定致しました地域福祉計画に基づき、あつたかふれあいセンター事業を展開中でございまして、現在、町内2施設、25年度も調整の上1施設を増設予定であり、これらを含め、今後数年をかけ、町内に6施設程度を整備予定でございます。この事業におきまして、約20名ほどの継続的かつ安定的な雇用を予定しております。また、これらの人員費を担保してございました過疎法。こちらの方も延長になりますし、比較的、継続的かつ安定的と言える雇用になろうかと思ってございます。そのほかにも副次効果はありますけれども、ここでは雇用ということで、詳細については省略させていただきます。

次に、経済活動に伴う雇用の創出でございます。先ほど申し上げました公共サービスの拡大による雇用の確保は、その構造上、得た利益を再投資し、雇用の拡大再生産につなげていくといったことには結び付きにくく、

即効性と確実性は見込まれるもの、雇用の拡大についてはあくまでも経済活動に伴うものが主軸になるべきであると考えます。先般、ご質問いただきました内需の拡大も施策の一つだととらえており、内需拡大は地域雇用に直結するものと考えてございます。しかしながら、だんだんに申し上げてまいりましたような社会環境の変化から、雇用と就業機会の拡大と可処分所得の増加のためには外貨の獲得が必須条件であり、従って、しっかりととした外商戦略を持つ必要がございます。

ここからは、既存の経営体支援による外貨獲得施策は省略させていただき、新たな外商戦略について少し答弁をさせていただきます。

外商の基本的な構成要素は、商品の生産販売、そして、そのための戦略であると考えております。まず、商品を作るためには精度の高い規格が必要であり、そして、それを可能とする施設と人材が必要でございます。また、現在の社会的風潮や、初期投資の確保や、信頼性等をはじめとするさまざまな環境を考えますと、公共的性格が盛り込まれている方が販売にとって有利であり、現在第三セクターを検討していることは、これまで報告させていただいたところです。

併せて、雇用の拡大再生産となりますと、どうしてもある一定、外商規模を確保する必要があり、そのためにはどうしても基幹となる商品が必要で、施設はその生産を可能にする規模が必要となります。現在の加工施設では、売上高の設定をかなり低く設定しなければならないものとなっており、明らかに投資不足で、拡大投資が必要と考えております。また、拡大投資をする施設につきましては、これまで重要視しておりました汎用性よりもバックヤード機能が重要視されるべきであり、そのためには注文生産のための販路を事前に準備する必要があります。そこは、どうしてもネットワークを持った専門家の方にお頼りしなければならないとお考えでございます。本来であれば、外販拠点を独自に持つことが利益の確保にはベストであると考えますけれども、行政の経験値やリスクを考えると、今後はOEM等も積極的に検討していかなければなりません。そのためにはイメージ戦略が重要でございまして、これが公共的性格を盛り込む必要性の大きな一つの要因であり、共感いただけるコンセプトに基づいたイメージ戦略の基に、エンドユーザーとつながる仕組みづくりが大変重要でございます。

しかしながら、売れる商品を生産し、単純に販路に乗せるといった、そういった単純なモデルでは勝ち残っていけないと思っております。これからは戦略的にエンドユーザーを開拓し、商品そのものの単純な価値だけが求められるのではなく、目的意識を持って消費いただける、そういったモデルでなければなりません。そのためにはイメージ戦略が重要でございまして、これが公共的性格を盛り込む必要性の大きな一つの要因であり、共感いただけるコンセプトに基づいたイメージ戦略の基に、エンドユーザーとつながる仕組みづくりが大変重要でございます。

答弁がちょっと長くなりまして、分かりにくいくらいになりました。ご質問いただいている現在の加工施設の位置付けと併せて整理させていただきます。

まず、これまで答弁してきた内容のうち、加工施設においては、生産拠点としての役割、ならびに現場での人材育成、また、エンドユーザーの開拓の大部分を担っていただく必要がございます。しかしながら、それらを可能とするためには現段階においては資金不足であり、拡大投資が必要でございます。また、行政と連携し、エンドユーザーの情報管理を徹底し、常に商品規格や戦略を見直す必要がございますけれども、これも現在の取り組みでは不十分と言わざるを得ず、仕組みとして強化してまいります。

また、行政と致しましては、拡大投資の財源確保とともに、体制、組織の見直し、情報発信力の強化をしなければならないと考えてございます。これらを連携し、経営安定が図られるようになりますと、規格開発、生

産ライン、マネジメント分野での雇用が見込ることになります。また併せて、素材提供者にはリターン、つまり、可処分所得の増加を見込むことができる考えております。これらの影響の大きさは、総じて総売り上げの規模に左右されるものになってございまして、売上高の大幅な増加、あるいは現段階におきましては、総売上高の大幅な増加を見込んだ経営計画の設定、これが大変重要だと考えてございます。

またこのほかにも、現在進めております、さが道の駅事業や入野駅前再開発等は、直接地域雇用と就業機会の増加を見込めるものであり、どちらも協議を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

町長の方からですね、大変詳しいというか、まあ、壮大なというかですね、大きな計画を聞かしていただきました。

今、町長が言うようなですね形のものが本当に出来上がれば、それは本当に素晴らしいと率直に言いたいところですが。自分が思うにですね、なかなか。最初からそういう形にはなかなかなり得ないんじゃないかなというのですが、今の自分の率直な感想です。

で、今回、立ち上がりの段階からもそうだったんですけど、よっぽどですね、こう足場を固めて、自分の所でじっくりとですね進めていかないと、なかなかそういう形に一足飛びに、まあ一足飛びという言葉は正しいかどうか分からないんですけど、たどり着くのは難しいんじゃないかなというのがですね、私、今聞かしていただいた率直な感想です。

それで1つですね、これは自分の提案的なイメージでとらえていただきたいと思うんですが。やっぱり今、どうしてもですね、その外販であったり、その目が地産外商の方にかなり行っている部分が見えるわけなんですけど。もっともっとですね、地元の、いわゆる地産地消の部分をですね、この特産品の開発施設の中でやっぱり活用できないのかなというのがですね、自分一番、何と言うんですかね、まあ地に足のついたというか、確実なですねやり方じゃないのかなというふうに思います。

今日、午前中に同僚の質問の中にもありましたけど、やっぱり今、今回、学校の給食センターが立ち上がって、で、黒潮町内だけでもですね、本当に数千万規模の食材が必要となるというところの中で、例えば、ここで言ってたラッキョウなんかですね、そこで作る分考えただけでも一瞬にしてはけてしまうんですね、規模の量になろうかと思います。まあ黒潮町内全域のものを全部っていうわけにはなかなかいかないかもしれないんですけど、考え方によったらですね、黒砂糖とラッキョウを使って地産地消。本当に安心できるものを子どもたちに食べてもらうというような形の位置付けをですねたくさん、本当にこれをたくさん考えていって、この加工施設をまず確実にできるものからひとつステップアップしていくという形の中で、町長が考えられる、今度は地産外商部分へ織り込んでいけばですね、もっともっと確実にですね、やれる体制ができるんじゃないかなというのをですね、私はずっと思ってるんですが。

どうでしょうね。町長、今、そこらへんのお話、かなり自分の中でですね練られたイメージだと思うんですが。

例えばそういう部分、地産地消をもう少し生かしていくような部分というのは、町長、ここらへんのこの加工施設の中でですね、考えていくお考えというのはどうでしょう。あるんでしょうか、ないんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでこの産業振興といいますか、域内の雇用状況の改善であったり就業機会の増であったり、産業振興という切り口でさまざまな識者の方と協議を重ねてまいりました。さまざまモデルがあるわけですけれども、なぜ地産外商なのか、というところが大変重要なところが大変重要なところを、というところが大変重要なところを、と思ってございます。

商いにはいろんなモデルがございまして、私も素人ですので受け売りですけれども。そのモデルごとに利益構造を分析する必要があろうかと思ってございます。その中で、やっぱり最も利益が出にくい、利幅の確保がしづらい、これが地産地消でございます。まず、販売単価が高価格で設定できないということがまず1つ。それから、地産となりますと、どうしても公共的性格を帯びた会社が買い入れをする場合に買いたたくということがまずできない。つまり、本来民間でございましたら、その2点をもって利益構造とするべきところを、はなから放棄しなければならないというのが、まず1つ大きな課題でございます。

これをクリアするために、幾つか方法があろうかと思っております。現在、産業推進室の方にも指示を出しておりますけれども、地産外商にこだわる必要は全くないという指示を出してございます。つまり、外産外商。よその材料を使って、うちで加工して、そして外商しなさい。これで利益が出るならば、積極的にこのモデルを登用していくべきであると考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、経営に公的性を盛り込む、あるいは地産外商の地産。このフレーズが、今のところ社会トレンドとして販売に有利に働くということから地産外商を目指していく。これが1つの大きな、私の中の理由でございます。

そう考えますと、まず、先ほど答弁の後半申し上げました、加工施設を今後運用していくに当たって維持継続していくためには、どうしても総売り上げの確保が必要でございます。つまり、総売り上げがある一定ないと、経営の自由度、これが乏しいわけでございまして。つまり、経営体の中でのやりくりができるないということございます。そのためにはどうしても、基幹商品となる柱が2、3本要ると思っております。特に、統計的にほとんど、今の経営モデルは統計的なデータがそろってございまして、大体5億円の売り上げ目標をするには2億5,000万の初期投資が必要ですというの、もう統計的に出てございます。それ以下だと過小投資であり、それ以上だと過剰投資。しかしながら、過小投資の場合には絶対に事業効果は出ませんよというの、今の社会環境の中でも常識となってございます。その財源確保が一体どこでできるのか。こういったお話をこれから詰めていかなければなりませんけれども、今の加工施設の経営計画のスケールでは、実際のところ、経営の自由度があまりにも乏し過ぎて商品開発に向かう余力もない。あるいは、地産地消で商いというその大きな目的のほかに、副次的目的。例えば、福祉であったり教育であったり、こういったものを過度にしょい過ぎると、さらにこれが経営を圧迫していく。つまり、煩雑な業務になり過ぎて、一点集中の労務管理ができないということになります。これが非常に大きな、足を引っ張る要素になろうかと思っております。地産地消はもちろん進めていかなければなりませんけれども、できれば余裕のある所、あるいはいったん余裕ができるから。そういう感じで取り組んでいいければと思います。

とにかく加工施設、これから外商戦略は商いを重視した、いわゆる総売り上げの確保をいかに重要視していくか、そういった経営計画の策定が必要であると。これが私の基本的な認識でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

まあ、このあたりですね、経営のやり方の問題がありますんで、その地産外商的にやるのか、地産地消的にやっていくのか。

で、自分の、まあこれは経験からのお話なんですが。自分で道の駅の経営に携わらせていただいて、町長が

言われるところ、大変よく分かる部分あるんですけど。やはり地産地消、いわゆるその地域で作られたものをその地域で販売していくっていう部分はですね、本当に利益をたくさん出せるような部分というのはですね、町長言われるように本当に少ないです。ですが、そこにかかわることによって得られるメリットもですね、本当にたくさんあります。やはりそこで必要とされる、それ以上に必要となるという、まあそれから未来に向けてですね、こう広がりをつくっていく意味においては、その地産地消的な取り組みっていうのは大変有効であつたなというのをですね、今、実感としてやっぱり感じます。

ですから、今回、黒砂糖の生産をきっかけにしてですね、この加工場が始まったわけなんんですけど、そこをきっかけとして始まった以上、やっぱり黒砂糖は黒砂糖として、黒潮町のその基幹産業の一つにですね育てていくためには、じやあどうすればいいかっていうところで、冒頭の質問に返ってくる分もあるんですけど。本当にやっぱ生産者がそこで作りたいと思えるようなものを、今度は行政がかかわっていくなら、なおさらそこにかかわっていかなければ、うまくこの部分は回転しないなというのをですね、本当に感じます。

町長が言われるようにですね、その買いたたくということはですね、その部分で言うと、逆に買い支えてあげるというぐらいのことになろうかと思いますけど。その地域の加工品についてはですね、ある一定買い支えてあげて、で、販売のときにですね、今度は思い切った販売戦略を持っていくような、そういう、ちょっとバランスを持ったですね体制をつくっていく。その中に、先ほどの学校給食の話じゃないんですけど、地域でやっぱり消費していく部分についてはですね、ある一定、町も介入しながら、その中で食材も調達しながら、地域の保護者の皆さんですね、この地域で作ったもんだから、それこそ放射能の汚染の問題もひっくるめてですね、安心して食べられるよということをですね、それこそ町が介入していくような。その部分の一端にですね、この加工施設が存在すれば、さらに存在意義があるものになるんじゃないかなというのをですね、自分の中でこう強く感じるわけなんですが。

この件についてはですね、もうこれ以上ずっと続けていても。また、今後ずっと続していくテーマだと思うんですが。

まあ最後、町長。今、僕が言った部分ですね、町長なりに考えられるところ、まあ自分で思うところあれば、最後にその部分だけ答弁いただきたいんですが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、先ほど申し上げましたように、加工施設であったり、黒潮町がこれまでコンセプトを立てて組んできた外商戦略、こういったものが一体何のために現在進ちょくしているのか。その最大の目標は、私は外貨獲得にあると思ってございます。

先ほども申し上げましたように、あまり過度にいろんな副次効果を背負い過ぎると、商売の自由度が少し制約されると。こういったことになって、結果、経営圧迫になるのではないか。つまり、経営圧迫がなくとも経営が確立するに大変厳しい社会情勢の中で、さらに経営圧迫をするかもしれないというような要因を背負って新たな分野に飛び込んでいくというのは、ちょっとリスクが高いように思います。

これから黒潮町の外商戦略はやはり、先ほども申し上げましたけれども総売り上げの確保、ここを目標にするべきであると考えてございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この部分についてはですね、町長に対して、未来図を早く見せてほしいということをもうずっと言い続けてますので、近い将来、それも見せていただけだと思いますので。そのときにですね、またこういった観点で質問させていただきたいと思います。

そしたら、2つ目の質問へいきたいと思います。

2つ目の質問がですね、今度は震災対策についてということで。これはもう以前から本当に、まあ今回も、議会もそうですけど、同僚議員含めてですね、いつも質問される内容あります。

今日はちょっとだけですね切り口変えまして、ここに書いてますように2つ質問したいと思います。

まず、1つ目。この12月の2日なんですが、富士常葉大学の小村先生と阿部先生の指導の下、災害図上訓練、DIGですね、DIG（ディグ）を行った。この中で、1次や2次避難場所へ逃れた後、さらに言えば仮設住宅等において間接死を起こさない対策への必要性を強く感じた。これまで議会では何度も質問されたテーマではあるが、町として本当に間接死を出さない準備を考えられているのか等を問うということで、まず1つ目の質問をしたいと思います。

今、DIG（ディグ）というですね、ちょっと聞き慣れない、DIGですね。聞き慣れない言葉かもしれないんですが。これはいわゆる英語の頭文字をですね、3つ引つ付けた言葉なんですが。ディザスターですね、災害で、イマジネーション、想像力ですね。それからゲームですね。その頭文字取って、DIG（ディグ）です。これだけ聞けば、何となくイメージ分かったと思うんですけど、いわゆるその災害が起ったことを想定して、想像して、それを机上でですね、それに実際対処できるのかどうか、それを考える訓練のことをですね、このDIG（ディグ）と言います。

で、まあ以前ですね、私、議員になったばかりのころ、こういった質問したことあるんですけど。2千バツバツ年にですねこういう震災が起って、こうなったらどういうふうになっていくんだろうというのをですね、自分の頭の中でイメージしたことを、それこそ自分で目をつぶりながらですね、こう皆さんにイメージしてもらう。そんなことを、この質問の場所でやったことあるんですけど。今回もですね、それに近いような訓練。その訓練を、実際、自分も参加させていただいて。で、同僚議員の中にもですね、これはもう議員さん全員に声掛けたと思うんで、参加してくださった方が多数いたんですが。本当に自分自身ですね、この訓練自体は大変有効であるというふうに感じました。

で、行政の方ですね、まあDIG（ディグ）とまではいかないかも知れませんけど、今までに実際このようなですね机上訓練ですね。これを本当にこう、想像をかなり膨らました状態で、こういう訓練やったことがあるのかというのをですね、まず第1点目にちょっと聞いてみたい。

それと、そのとき、まあ今回、情報防災課長も参加してくださってましたんで、課長、それやってみてですね、そのご感想、どんな感じで感想を受けたのかなというのがあるんですが。

その2つ、ちょっと最初にお聞かせいただけますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、下村議員の一般質問、震災対策についてお答えします。

12月2日、DIG（ディグ）のいわゆる図上訓練に議会の方からもたくさんの方がご参加をいただき、ありがとうございました。

東日本大震災にかかる災害関連死数は、復興庁の11月2日の発表によればですね、2012年9月30日までに把握した数が1都9県で、合計2,303人となっております。このような状況の中で、災害関連死について議

員がご心配されたのはもっともなことだと思います。

DIG (ディグ) のご質問の、まず2ついただきましたご質問でございますけれど。こういう本格的な訓練というのはですね、私はあんまりやってなかつたのではないかと思います。図上でのハザードマップ的な訓練というものは数回されておりますけれど、今回のようなですね、しっかりした講師の下でやつたのは非常に少なかつたというふうに思っております。

私自身も参加させていただきまして、非常に勉強になりました。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

課長のですね、これまでの本格的な、こういった DIG (ディグ) 的な訓練はですね、やつたことなかつたということでお聞きしたんですが。課長自身もですね参加してみて、まあ非常にいろんなところでですね考える部分あつたんじやなかろうかなあと思います。

まあ以前もですね、こういう質問もありましたけど。例えば、避難タワーに逃げた人であつたり、その近くの山に駆け上つた人、着のみ着のままで逃げてきた人がですね、まず移動開始可能になるまでですね、その場所で命を永らえないといけないと。それがまず本当にできるのかというところからですね、自分の中の質問を始めたいと思うんですが。

震災、発生しました。で、これが、今日なんかはもう少しあつたかいですけど、本当に雪がちらつくような寒い日に実際そこへ逃げていったときに、一晩を、例えばですよ。夜発生して、それから朝方までずっとその場所についてということで、その人がまず一晩目をですね、命を永らえないといけないですね。で、そこから、東北の場合もあつたんですけど、逃げる最中に、ある一定、波にちょっとまれてしまったとかですね、30センチでも波が来たらなかなか歩けないという状況の中で、腰までその水につかりながらですね逃げてきた方が、残念ながら次の日の朝までですね、低体温症にかかつてしまつたことなんかもあって、もう次の日の朝まで生きられなかつたとかですね、そういう事例が多数あつたということも聞いています。

で、自分もですね、この DIG (ディグ) の実際この訓練をやってみて、こうつくづく思ったのは、自分たちがやっぱりこう、取りあえず何とか逃げましょうということで取りあえず逃げられる場所は、こうやって何となく確保を、今、何となくというと失礼ですね。今どんどん、少しずつですが、確保を今進めていってるわけなんですけど。本当にそこでですね、例えば1日たち、2日たち、で、3日目に移動しようとしたときにも、例えばまだ水がですね十分引き切つてない場所があつたり、がれきがあつたり、橋が落ちてたりとかですね、移動できないというきになつたら、またそこで一晩というような可能性も起こるわけですね。そういうところまでを想定して、本当にそれに向けての対策を、今、町の中で考えられているのかどうかというのですね、今回の大きな質問の要旨です。

ここまでのところを聞いていただいて、課長どうでしょう。そこまでの対策、今、考えられているでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

下村議員も12月2日の研修に参加されて、余計にその分のご心配がされたんじゃないかなと思います。

そのいわゆる震災が起つた後、その関連死をさせないための準備ができるかということでござりますけ

れど。まずはですね、災害関連死を出さないための町の準備についてお答えしたいと思いますけれど。まず、現在進めておる新庁舎および新しい消防署を、最大規模の津波でも浸水しない場所へ建設を進めておりますけれど、これが大きな取り組みの一つであろうかと思います。

災害時の応急対応、それから応援の要請、そして避難所の運営、復旧対策の推進等で、災害関連死を出さないためにも、これらの拠点的な施設は災害時でも直ちに機能する必要があります。これは、今年の4月に私自身が東日本大震災の現地視察に行った際に、これらの拠点施設が破壊されて機能しなかった自治体と、それから、そうでなくてしっかりと機能した自治体とを目の当たりにして、強く感じたことでございます。

また、避難所の環境整備も重要なポイントになると思います。現在、黒潮町には短期避難所を想定したものとして、地震時の1次避難所が228カ所。それから津波の1次避難所、これは現在見直し中ではございますけれど、159カ所。風水害の一時避難所、これは建物でございます。これらが111カ所あります。それから、長期避難も想定した、いわゆる2次避難所が15カ所。そして、福祉避難所が6カ所あります。これらの整備は今後必要にならうかと思いますけれど、これらの避難所と、それから医療施設、福祉施設の連携が災害時うまく機能するまちづくりを今後進めていく必要があろうかと思います。

避難所の環境整備につきましては、避難倉庫の設置につきましては、今年度、平成24年度の事業として95カ所を実施する計画です。そして、平成26年度に1カ所、平成27年度1カ所というふうに順次整備を、倉庫についてはしていきたいと思っております。

それから、自家発電機の設置。これにつきましては、平成25年度に2カ所、平成26年度に5カ所というふうな形で、避難所の環境整備も進めてまいりたいと思います。

それから、災害地に防災協力農地登録制度というのがあるんですけれど、そのような災害時に活用できる農地をあらかじめ登録する制度を整備してですね、計画的に応急仮設住宅建設用地を確保する仕組みなども含めて、今後の防災計画の見直しの中で具体的な対策を組み立てていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今、まあ以前からですね、結構答弁いただいている内容をお聞きしてたんですが。

自分がですね、もっとこう具体的に、より具体的に聞きたいのが、今、1次避難的にですね、先ほど質問したように、1次避難的に逃げた場所でですね、例えば、最低でも3日は生きていけるという状況のことまで考えてるのかどうかというとこですね、ちょっとお聞きしたわけなんんですけど。

そこらへん、どうでしょう。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

町では、今まで答弁の中でできましたけれど、基本的に1週間は自力で生き抜くぐらいの腹づもりでですね、防災対策を組み立てていかなければならぬと思っております。

ただし、それがすべて現在の段階でですね準備できるかというと、そこまでいってないです。従って、さまざまな知恵を使う必要がこれからあるかと思いますけれど、まず、備蓄をきちっとしていくのは当然でございます。それから、以前、学習会の中で町長が話したこともあるんですけど、農家なんかに持つておるお米なんかも活用した備蓄、あるいは井戸水の活用。都会ではない、この町だからこそできる防災対応、備蓄計

画ができようかと思っております。

ただ、今ご質問されたときに、今すぐできてるかと言われるとですね、まだこれからやらなければならないことはたくさんございます。

そういう状況でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

もちろんですね、今、そういう実際具体的な、その避難場所が整備されている場所も少ないわけですし、今それが、もちろん自分自身もですね、できているとも思っていないわけなんですが。本当にそこにやる気があるのか、やる気構えがあるのかというところがですね、私、一番聞いてみたいところだったわけです。

それで、この DIG（ディグ）の訓練の中でですね、やっぱり感じたのが、山の上ですね。特に山の上に逃げ上がった方がですね、その避難をできる。これ、1次避難の場合と考えてください。1次避難で、山の上に上がっていった方がですね、例えば雨が降ってたらどうなるんだろうかとかですね。その想定をすると果てしもないんですけど、雪が降ってたらどうなるんだろうかとかいうことをずっと考えていくと、やはりある一定ですね、その建屋的なもの、どうしてもそこには家的なものがないとですね、まず人の命をですね、こう生き永らえていくのは難しいんじゃないかなというのがですね、こう思ったわけです。

特に、自分が担当してた班の中には、自分、出身が上川口なんで、有井川とか伊田とかですね、そういった所の方たちも入ってて。じゃあどこへ逃げようかっていう話をしてる中ですね、自分たちは、近くに青少年の家なんかあって、うまくそこが橋が渡れて移動できる手段があればですね、例えば1日、2日目には、もしかしたら青少年の家まで逃げられるかも知れないと。でも、有井川とか伊田の方ですね、実際、山の方に逃げた方が、そこから、果たしてあのあたりに施設的なものがあるのかなというのをですね、ふと冷静に考えたときに、実際問題ですね、やっぱりそれだけの人数を収容できる場所もないですし、本当にその人たちがですね、そこで1日、2日間生きる永らえることができるのかなというのがですね、もう率直な自分のそのとき感じた思いです。

そういうところを踏まえてですね、ちょっともう2つ目の質問に入っていきたいと思うんですが。

今回、佐賀地区のお話で、佐賀地域ですね。ちょうど議長とですね私が、前防災大臣が当町を視察に来られたときに自分も同行させていただいて、佐賀の中学校ですね、せっかく造ったあの中学校だけど、ここはもう被災することがもう予定されていると。ならば、もう最初から高台に上げて、その場所でというお話を陳情を要請して。その中では大臣の方もですね、そういった方向でも検討もしたいというような、自分の中では結構前向きな考えをさせていただきました。

で、今、その先ほど言った有井川、伊田の問題も絡んでなんんですけど。もしかしたらですね、そういうふうにある公的な施設なんかが高台へ、こう徐々にでも、少しずつでも造っていくことができればですね、いざというときのその避難場所としても十分活用できるなというところを思ってですね、で、その2つ目の質問で取り上げたのですが、なかなか今の法律の中では、高台へ集団移転とかいうところはなかなか難しいと。そうなってきたときに、例えばある一定、町がですね大きな面積を確保して、そこに何らかの公的な施設もそこに、高台へ移転しながらですね、そこに同時にですね、その住民の方たちも移転できるようなその仕組みと、面的な広がりの中でそういう確保ができるのかなというのがですね、この2つ目の、まあ自分の考え含めてのアイデアなんですが。

このあたり、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、下村議員の震災対策について、2番目の質問にお答えしたいと思います。

高台移転のことのご質問でございますけれど。この件にかんしましては、前段、矢野議員のときにお答えもしたことと重複しますけれど、黒潮町ではですね、既に今年の5月にお示しさせていただきました、第1次黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方の中で、レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅地については、地元住民の意向を踏まえて長期計画を定め、段階的に高台や内陸部に新たな住宅地の形成を目指します、としております。財政的、あるいは地域のコミュニティー、そして地域とのコンセンサス、さまざまな大きな課題がありますけれど、この件につきましてはですね、具体的なイメージ。いわゆるイメージのことはですね、第2次の黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方を、来年1月中をめどに策定していくたいと考えております。その中で、高台移転については可能な限りの方向性、いわゆるイメージをお示ししていきたいと考えております。

それから、議員がおっしゃられました、佐賀の文教施設の具体的な例が出ましたけれど。これにつきましても、町としては基本的には高台に移転すべきだろうというふうに考えております。ただし、現実的な問題になるとさまざまな財政的な面、それから用地の面、そして地域でのコンセンサス、さまざまな面がございますので、今、直ちにというふうなところはお示しできません。

また、もう1つ申しますと公営住宅、これについても大きな課題と考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

まあ、来年1月中に、そういう計画の中で高台についての考え方が出てくるということなんんですけど。

ぜひですね、もうちょっと最後に確認しておきたいのは、そういう公的施設、特に1次避難施設をですね整備していくときに、まず本当にそこに小屋的というか、雨露をしのげるような形のものがですね、その整備を今後していく考えなのか。

それから、今日は津波タワーのことについてはあまり触れんかったんですけど。その避難タワー自身もですね、あれももうほんと吹きさらしで、かなり、あそこに長時間というのは自分が普通に考えてもですね、これはちょっとハード過ぎるなというのを感じるわけなんですけど。

そのあたり、どうでしょう。先ほど松本課長の方はですね、1週間は永らえるぐらいの気持ちでやるんだというお話をいただいたんですが、そこで本当に1週間もいられるような形のものを。避難タワーなんかはもう少し早い時期に移動できるかもしれないんですけど、まあ、数日間はいないといけないわけなんですけど。そこらへんまで含めたような形での考えをお持ちなのかどうか。

最後にもう1点だけ、お聞かせいただけますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

大きな震災が仮に起こった場合ですね、1次避難所、いわゆる緊急的に避難する、タワーも含めてござりますけれど。これは津波が引いて、避難が解かれるまでの時間。そんなに何日もいうふうにはイメージしてな

いです。その後は、2次避難所的な所にですね避難していくって、仮設の建設を考えていくことになろうかと思うんですけれど。

この、議員がご質問されております建屋。それぞれの避難所に、第1次避難所、先ほど228あると申しましたけれど、これらすべての所に建物を建てる予定はしておりません。先ほど申しましたように、倉庫というのは今年度中に95カ所建てていきますけれど。あとはですね、順次避難の計画としては、取りあえず命を守って、そしてだんだんと波が引いた後にはですね、建物のある、いわゆるここでは、今のところは風水害の1次避難所が111カ所あると申しました。それから2次避難所が15カ所、福祉避難所が6カ所あるとご説明しましたけれど、そういうふうな所をですね、長時間避難できるような所に整備していくと。基本的には、既存の施設を最大限活用しながら、避難する場所を確保していきたいというように考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

まあ、こと命にかかわることなんですね。せっかくですね、そこで息をつないだ命をですね、そういう関連したことでの命が終わってしまうことのないようにですね、もう行政の方みんなですね、あのDIG（ディグ）の精神に基づいて、本当に想像力を働かせて。ここに逃げた場合、本当に生き永らえられるだろうかというのをですね、じっくりとですね、これはもう全員が。本当に全員がですね考えていただいて、助かるということを確信できるようなですね体制をお願いしたいということを申し添えて、私の質問を終わります。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

この際、3時10分まで休憩します。

休憩 14時54分

再開 15時10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、亀沢徳昭君。

5番（亀沢徳昭君）

それでは通告書に基づき、町の活性化と震災関係についてお伺いを致します。

まず、町の活性化の1項目目、9月以降の特産協の進展状況についてはですね、先に下村議員の質問で十二分な回答を得ておりますので、この部分については省きたいと思いますが。

1つだけ確認をさせてもらいたいのがですね、先ほどの下村議員の質問の答弁の中で、特産協を第三セクター化に向けて話が進んでるようなふうに私は感じたわけですが。その特産協を三セクをしたときに、その経済活動を行う場合、いわゆる六次産業化法で言う総合化事業計画というのと、もう1つ、研究開発・成果利用事業というのがあるわけですが。

それを、2つを合わせて事業化を展開していくのかというのを、まずお伺い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

亀沢議員の特産協のその六次化についてですが。

ちょっと内容的に、その事業のことについて把握しておりませんけれども、今、特産協で、組織自体でやろうとしていることはもう六次化に向けて取り組んでおりますので、ちょっとそのことは勉強不足で、答弁についてちょっとできませんが。すいません。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

今のことについては、執行部の方でもう少し勉強して。次の機会にもう一度お聞きした方がいいのか、ここで説明した方がいいのか、ちょっと私としては迷うとこですが。

まあ、一応見ますと、いわゆる六次産業化法で言う総合化事業計画というのは、簡単に言えばですね、いわゆる生産者本人が生産をしたものを作り、販売するというのが、この総合化事業計画です。

それから、もう1つの研究開発・成果利用事業計画というのはですね、これはこの総合化事業計画と違っていますね、別にその事業を行う者が生産物を作らなくても、他の人が作ったものを、それを利用していく。加工、販売をしていくということです。

で、これはですね、先ほどのあの答弁の中にもあったと思うんですけども、例えば、さしきせその商品が開発されております。例えば、特産協は今のとこ、その生産をしてるのがサトウキビ。それからラッキョウっていうのは、これは生産はしていない。で、そのラッキョウを使って加工、販売をするというのが、正確にはちょっと違いますけれども、この2つ目の部分に入ってくると思うわけです。だから、例えば、さしきせその中ですね、佐賀の漁協の婦人部が作っておるあの魚醤ですね。あれを使って、それを利用して、ほかの品物に附加価値を与えていくというものが、この研究開発になるわけです。まあ、そういうことです。

で、これはそういうことですので、次の部分に入っていきたいと思いますが。

9月にですね、おんなじような質問をしたときに、いわゆる黒潮印ブランドの認定制度について質問をしております。そのときにですね、1回目の認定委員会を10月に予定をしていますという答弁をいただいております。ほんと、そのときの委員は、地方産品の販売で実績のある東京の会社の社長、あるいは、首都圏の高知県食品の販売に取り組んでいる会社の部長、それから調理学校の校長、それから県内大手量販店の地域産品のチーフバイヤーというふうな方々が委員としてやってくれるということの答弁をいただいているわけですが。

その10月に会を開いてもらってると思うんですけども、その後どういうふうになってるか、そこをまずお伺い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

前段の質問が少し通告書と内容がちょっと異なりますけど、今の説明を受けて答える範囲、答えてあげてください。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは今の質問に、黒潮印ブランドの認定制度その後についてという部分についてお答え致します。

黒潮印の認定制度のその後については、ちょっと長くなりますけれども、ご説明させていただきます。

黒潮町には黒砂糖や天日塩など、基本調味料であるさしきせそがそろっていることから、1、それらを日常生活で使うこと。2、加工品づくりに生かすこと目的とした、さしきせそ計画を進めています。本年から購買者の信頼を高め、地域産業の活性化を目指す黒潮町印ブランド、さしきせそ商品の認証制度を設け、第1回目の認証審査会を10月24、25日の両日にわたって開催致しました。

認証された商品は、時間を置かずにその後の流通に乗せるためにも、販売や流通の現場でご活躍されている方々を中心に、以下の4名の方に審査をお願い致しました。

1人目が、有限会社良品工房社長の白田典子氏。東京都の方です。2人目が、高知県食品外販協同組合、営業部長の湯川多恵子さん。こちらは大阪府の方です。3人目、高知割烹学校校長、高橋本さん。高知市の方です。4人目が、株式会社サニーマート商品企画部、商品企画担当、岡林真央氏。高知市の方です。

それで、審査に当たっては、黒潮印ブランド、さしずせそ商品認証の方向性を基に、以下4項目のとおりとして審査会に臨みました。

1点目、当制度は、認証された商品が真に黒潮町ブランドとなることで、黒潮町のイメージアップや認証の有無にかかわらず、黒潮町産の信用力と外販力の向上を目指すものであることから、認証を受けようとする商品は、その味や形だけでなく、食品表示にかんする義務を公的にクリアしていることや、保健衛生的にも対策が取られているなど、全国どこでも流通が可能で、市場で価格が認められるレベルが求められる。

2点目、従いまして、黒潮町産の黒砂糖や天日塩を使っているからという理由だけでは認証商品とはならない。

3点目、特定の方への直接販売であっても、食品表示にかんする法律、食品衛生法、JAS法、景品表示法、計量法、健康増進法、薬事法とありますが、それらで義務付けられている内容については表示がなされていなければいけない。また、直売所など地元限定の販売であったとしても、どこにお住まいの方が買うか分からぬ時代にあって、義務付けられた食品表示は守られていなければならない。

4点目、国内の流通情報システムの共通商品コードであるJANコードの取得、PL保険への加入、法律で定められたリサイクル識別表示は必須事項である。

応募数については、第1回目の審査会には、14事業者から46商品の申請がありました。この中には、同一名称の商品であっても、サイズ、価格が異なる場合は、一商品としてカウントしてます。

申請者の内訳は、天日塩製造業者5社。これは、町内全事業者が該当します。ほか、ハーブソルト、しょうがシロップ、魚を使った加工調味料、ユズを使った調味料、だししょうゆ、みそ、米飴（こめあめ）、梅干しや桜の塩漬け、青果のミカンなどです。このうち、4事業者の10商品が認証され、条件付き認証待ち商品、指摘事項が改善されたことが事務局で認められれば、再度の認証審査会を待たずに認証することを可能とする商品です。が、4事業者、20商品、その他商品は、さらなる商品の磨き上げと食品表示の訂正などを行い、再チャレンジしていただきたい商品となっています。

今回、認証された商品は以下のとおりです。

企業組合ソルトビーの天日塩、海一粒、200グラムタイプ、500グラムタイプの2商品。

2、土佐のあまみ屋の天日塩、土佐の天日塩あまみ、150グラムタイプ、500グラムタイプの2商品。

いごてつの天日塩、いごてつ天日塩、160グラムタイプ、400グラムタイプの2商品。

有限会社土佐賀産直出荷組合の、きびなごフィレ、きびなごペースト、キビナゴ魚醤、かたくちいわし魚醤の4商品となっています。

以上、認証商品は合計10商品となっています。

認証されなかった商品の理由としては、前述の商品表示が適切でないという理由が最も多く、そのほか、JANコード未取得やPL保険への未加入などが理由に挙げられています。

認証された商品については、認証書および認証マークの交付を行い、各事業者に活用していただき、また今後、町において認証商品を取りまとめたカタログパンフレットの製作や、さしずせそ商品のホームページサイトの構築を行い、黒潮印ブランド、さしずせそ商品をまとめて、PR、販促につなげていきたいと考えます。

また、商品を置いていただけの販売店などにさしすせそ商品のポップを配布して、販売促進に活用していた  
だきたいと考えています。

さらに、2月、3月、東京都内において、物販を目的とした黒潮町フェア、これは仮称ですが。および、催事  
出展をする準備をしており、当然、今回の認証商品は、そのフェア、催事のメイン商品となります。

また、認証されなかった商品のうち、指摘事項の改善が事務局で確認出来次第認証することとされている商  
品については、すべての事業者に直接審査結果を伝える中で、指摘事項の解決を全面的に支援することをお伝  
えしています。これらの指摘事項の改善には、本年度制定しました町単独事業の産業振興推進総合支援事業の  
助成金を活用していただくことも可能であり、それらの事業も組み合わせながら支援を行ってまいりたいと考  
えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

詳しい説明を受けましたが、まあ一応、品目としては天日塩と魚醤ということですね。

で、その認証マークっていうのは、これはどこが作って、どういうデザインなのかっていうのが分からな  
いんですけど。まあ、今なければですね、後でまた見せてもらえばいいと思いますが。

これについては終わります。

次にですね、2番目として、いわゆる TPP と黒潮町の一次産業についてという所に入っていきたいと思いま  
す。

いわゆる環太平洋連携協定、TPP はですね、これについては執行部、町も、それから議会も反対をしてるわ  
けですが、アメリカ大統領にオバマ氏が再選されたことにより、恐らく交渉参加に向けた圧力っていうのは増  
すものと思われます。

また、今回の選挙では自民党が第一党になりました。で、まあ自民党の選挙公約の中にはですね、一応この  
TPP については、聖域なき完全撤廃を前提にする限り交渉に反対というふうに言ってるわけですが、TPP そのも  
のに即反対という文言はないわけで、ひょっとしたら、どういう結果なるか分からないけども、交渉参  
加になる場合もあり得る可能性があるわけです。が、取りあえず、この TPP 交渉にですね参加、あるいは不参  
加なった場合でも、いわゆる自由貿易協定、FTA の交渉というのは、これはまあ日中間、あるいはアジアの広  
域の地域で交渉が進んでいくと思います。

そういう、いわゆる国際化の中にある今後の農業の在り方が問われてくると思うわけですが、こういう状況  
の中でこの農業についてですね、もちろん農協との連携は重要なことではあります、町としてどういうふう  
な対策を考えているのかをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

亀沢議員のご質問にお答え致します。

TPP につきましての基本的な認識や交渉参加への賛否につきましては、これまで一般質問でお答えしてき  
たとおりでございます。

仮に結果、TPP 交渉に参加することになった場合の対策をということでございますけれども。TPP 交渉の枠組  
みの中には24の作業部会がございまして、そのことからもお分かりいただけますように、あまりにも対象が広

く、また国においても議論が十分であるとは言えず、併せて情報提供も不十分であることは、これまで申し上げてきたとおりでございます。よって、一律にこのような対策を講じますという答弁は致しかねるというのが現状でございます。

有効な対策を講じるためには、その課題構造と環境がしっかりと把握できているということが必須条件であり、前段申し上げたような理由から、現段階で市町村単位での有効な対策を講じるということは現実的には不可能であると認識しております。なお、交渉段階におきましてはさまざまな対策も考えられようかと思思いますけれども、いざ批准ということになりますと、加盟国には等しく内国民待遇を与えるという大前提に立つと、その選択肢は相当限られてくると考えております。

事実上、継続的な保護政策は非関税障壁とされ、ISD 条項に基づく訴訟対象になると予想され、選択肢からは除外される。いわゆる政策を打つその幅がないと、こういったことになろうと思っております。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

今、町長が答えたようにですね、これは、TPP については非常に幅広い問題があります。が、それらを今、町長答えたように、一地方の議会がどうのこうのということは、これはなかなか難しいことです。

が、私が質問するのは、その中ですね。まあ、そうなったときに、いわゆる黒潮町の基盤産業である農業にどういう影響が予想されます。それに対して、町としてはこういう方向性、こういう援助を行うとかいうことをお伺いをしたわけです。

この TPP については 21 項目の要綱があるわけですが、それを今言ったように、全体をどうのこうのするということはこれは無理なことですので、今言ったように、なったときに、じゃあどういう手段を考えておるかと。もちろん、関税はなくなるだろうし、その分、安い外国産のものが入ってくるということも考えられますが。そのときに、じゃあそのまま置いていいのかということを、私は聞いたかったわけです。

で、次に、2 項目目の震災対策についてお伺いを致します。

この震災対策については、これまで各議員からいろいろ質問をされていますが、今回は次の 2 点についてお伺いをします。

まず 1 点目、避難タワーについてですが。

これは一応、避難タワーの設置の予算計上されていますが、そのいわゆる設置状況、それと構造、設置後の管理について伺うということです。

まず、このへんをお答え願います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、亀沢議員の一般質問、震災対策についてお答え致します。

まず 1 番目の、避難タワーについてのご質問でございますけれど。避難タワーの整備につきましては、5 月から 8 月にかけて町内全域で実施したワークショップの中で、7 地域から 10 件の要望がございました。要望のあったそれぞれの地域には、9 月から 10 月にかけて地域との意見交換を行うとともに、町の方針を説明させていただきました。その結果、万行、町、浜の宮、早咲、横浜の 5 地区に、それぞれ 1 基、合計 5 基の津波避難タワーの設置を計画どおり実施してまいります。

構造につきましては、今年 9 月に高知県が示した、津波避難タワーの設計のための手引きの内容に準じて設

計を行います。

設置後の管理につきましては、今後は各地域の自主防災組織との協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

まあ一応、5基の建設を行うということで。構造については、県の方の基準にのっとってやるということですが。

ここでですね、ちょっと私としては、構造について質問というか、ひとつの提案のようなことを言わしてもらいたいと思います。

1つはですね、現在、万行に避難タワーが設置されております。で、その避難タワーについての、いわゆる避難通路についてですが。

まず1つ目はですね、まあ最低でも2カ所以上の避難通路を造ること。

それから、もう1つ。その2カ所以上の中に1つだけ、いわゆるお年寄りのためとか、それから車いすで避難を余儀なくされる方のためにですね、スロープとして設置をしてもらいたい。

それからもう1つはですね、今のその、現在できてる万行の避難タワーは確かに地上部から2階のステージへ行くには左右2カ所の通路があるわけですが、2階から最上階に行くには1カ所の通路になっております。これはですね、この2カ所で行って、途中から1カ所に入って行くということですね、非常に、こういう避難のときに混乱を起こす可能性が大いにあると思います。これは、この通路を道路として考えれば分かると思います。自動車がこう2カ所から来て、1カ所へ行くとですね、そこで必ず混乱が起こるということになりますので、もし今からそういうものを設置するとなればですね、やっぱり独立した通路で最上階まで行けると。行くというようなものにしてもらいたいと思います。

それから、もう1つ。次にですね、いわゆる避難ステージの形状についてですが。今まで、万行も一緒ですが、ほかの所の避難のステージというのは、全部四角形です。ほとんどが。中に1つだけ、これは避難タワーではないでけんどう、避難のための建物として三重県の大紀町に設置されてる、いわゆる錦タワー（にしきタワー）というのがあるわけですが、これは円形です。で、ほとんどがもう四角形になってるわけですが。

この四角形というのはですね、いろいろ、ちょっと私なりに問題があると思うのは、人がですね心理的に不安や恐怖で一種のパニックに陥った場合のことを考えてもらえばいいわけですが、周りに人がおって、周りにこう、横を見れば人がおる。それから、前見れば人の顔が見えるというふうに、見える、そういう、周りに人がおって、前を見ればまた人がおるというふうに、見えることによってですね、不安や恐怖が和らぐものです。で、この津波で避難タワーに避難した場合、結局そういう不安が出てくるわけですが。これがですね、その場所が円形であれば、今言ったように全体が見渡せます。それからもう1つはですね、その全体を見渡すことによって、ある程度の不安、恐怖が解消されると思います。

（議長から「亀沢議員、4分足しでしょうか。追加でしょうか、時間」との発言あり）

お願ひします。すいません。

（議長から「あと、残り時間5分です」との発言あり）

で、そういう円形状にすることによってですね、もう1つは、その避難したときに、そういうときに必ず自然発生的に、いわゆる世話役とか、それからリーダーの人が必ず出てきます。そういう人がですね全体を見渡

したときに、四角形で人がおるのを把握するよりはですね、円形に回ってもらうて、真ん中にリーダーならリーダーがおれば、全体が見渡せる。それから、話も全部、全員に伝えることができるという、大きな利点があると思うんです。

で、そういうことからですね、できれば避難ステージの方はですね、円形にしてもらえばいいなというふうに考えておりますが、町としてはどのようにそのへん考えておりますか。

お願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、亀沢議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

2つほどご提案をいただいたと思っておりますけれど、まず、高齢者とか車いすのためのスロープのことですけれど。これは地区懇談会の中でも確か出た意見ではございますけれど、そのときもお答えしたんですけれど。建物の設計上、やっぱりスロープはですね、困難です。非常に、建物の距離的に言って、設計上スロープは困難であろうと考えております。

それから、後の円形のご提案でございますけれど。これは、いわゆる先ほど説明しました県の手引書の中にはですね、円形がいいとか四角がいいとかいうふうなことは書かれていませんけれど、設計上最も大事にしてるのは、やはり波圧、波の圧力に対しての強度でございます。従いまして設計のときは、この当町の地形からして、どういう方向でまず強い波が侵入するかは当然でございますけれど、それが円形の方が強いのかどうか。その状況は現地での設計によってですね、四角であるとか円形であるとかいろんなことを構えて、波圧に対して最も強い設計で考えていきたいと思いまして。単に四角とか丸とかいうふうな理由ではですね、設計する予定はしてないです。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

私が言ったのは、建物そのものを円形にせれとかどうとかではないです。建物はその設計、今言ったようにですね、波の方向とかあれで、それはそれでいいんですが。ただ、僕が言ったのは、いわゆる避難をするステージ。ステージを円形にしたら、今言ったようなことが考えられますよというんです。だから、すべてを円形にせよというのではありませんので、そこを勘違いをしないようにしてください。

それともう1つ、今のスロープはですね、設計上困難だということを今言いましたけど。じゃあほいたら、その今言った、お年寄りで階段を上がるのが無理な方、あるいは車いすでないと行けない方は、じゃあどうするがです。そこをちょっと。

今、ちょっとおかしな言い方と感じましたので、そのへん、もう1つお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

車いす、あるいは1人で上がれない方については、その場の共助でやるしかないというふうに考えております。これは、今後実施する訓練含めてですね、そういうことを想定した訓練をする必要があろうかと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

もう残り時間もありませんので、このことについてはもう少しまだ後で、次のときにもう1回煮詰めていきたいと思いますので。

次の、人工高台の建設について質問を致します。

これはですね、人工高台については6月の議会で質問をしたところですが。

最近、県も高知新港に人工の高台を設置する計画を発表したところですが、町としてその可能性があるかを伺います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、亀沢議員の2つ目のご質問、人工高台の建設についてお答え致します。

高知県においては、高知新港内に仮設の盛り土55万立米を活用した高台を整備して、最大クラスの津波でも、新港内で働く人々や港湾利用者の命を守る対策を計画しております。黒潮町における人工高台の設置については、議員おっしゃられましたとおり6月議会でのご質問を受けて、入野松原周辺を中心に防災対策に詳しい方々の意見を聞いてるところでございます。

入野松原周辺への人工高台の造成は、住民および海岸利用者の避難に大変有効と考えていますので、実現の可能性、あるいはその安全性を含めて、今後もさらに情報収集に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

この人工高台についてはですね、今、前向きなことを検討してるという答弁をいただきましたが、これはぜひやってもらいたいことです。

というのは、先ほど下村議員から言いました、いわゆる避難をして、そこからしばらく出れないというときにですね、避難タワーではどうしても、もう屋根、壁はできません。ところが、人工高台にすれば、その高台の上に避難小屋を建設することが可能になりますので。そのへんも含めて、人工高台についての建設を前向きに検討してもらいたいと思います。

時間を延長していただきまして、ありがとうございます。

これで終わります。

議長（山本久夫君）

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 53分